

次第

- 資料 1 令和 7 年度の主な改正点等について
- 資料 2 令和 7 年度の予算事務について
- 資料 3 川崎市における保育所運営について
- 資料 4 川崎市における保育士配置基準等について
- 資料 5 条例及び要綱について
- 資料 6 様式
- 資料 7 主な過去の通知について

1 令和7年度の主な改正点等について

こども未来局保育・幼児教育部保育第1課

044-200-2662

【公定価格について①】

1. 1歳児配置改善加算(仮)の新設 ※以下、国の令和7年度予算資料より抜粋

- 1歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として、新たに「1歳児配置改善加算」を措置する。

- 具体的には、人材確保や保育の質の向上の観点も踏まえ、職場環境改善を進めている施設・事業所において、1歳児の職員配置を5:1以上に改善した場合に、加算する(令和7年4月～)。

【対象】以下の全てを満たす事業所

(1) 処遇改善等加算ⅠⅡⅢの全てを取得している

(2) 業務においてICTの活用を進めている

(※①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち、①及びもう1機能以上の機器を導入し活用している)

(3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上

見直される可能性あり

【公定価格について②】

2. 処遇改善等加算

＜変更点＞ 処遇改善等加算の1本化

詳細は別資料で掲載 → 資料2-9参照

(以下国資料抜粋↓↓)

- 処遇改善等加算ⅠⅡⅢについて、事務手続きの簡素化等の観点から一本化
(基礎分・賃金改善分・質の向上分の3区分に整理の上、配分ルールの柔軟化や
賃金改善の確認方法の簡素化等を実施)

3. 定員区分の細分化

＜変更点＞ 定員が小さい区分の細分化

(以下国資料抜粋↓↓)

- 公定価格算定上の定員区分について、定員が小さい区分の細分化を行う。

【公定価格について③】

4. 定員恒常的超過減算要件の見直し

＜変更点＞ 減算適用の期間を5年→2年に変更

(以下国資料抜粋↓↓)

○定員超過減算について待機児童対策のために5年に延長していた期間を2年に見直す。

5. 主任保育士専任加算要件の見直し

＜変更点＞ 災害時における地域支援の取組を追加

(以下国資料抜粋↓↓)

○主任保育士専任加算等の要件として、災害時における地域支援の取組を追加する。

【市加算運営費について①】

1. 延長保育費の配置基準改善加算

＜変更点＞ 配置基準改善加算の新設

（以下国資料抜粋↓↓）

- 事業を実施する職員の配置基準について、認可保育所の通常の保育時間における配置基準と同様となるよう引き上げるとともに、平均対象児童数が21人以上の施設における補助の拡充を行う。

※延長保育事業は子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置付けられていることから、国の要綱改正は早くても4月以降となる見込みです。

2. 物価高騰対応加算（給食費）の新設

- ・国の地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対応加算の支給を検討
- ・加算単価や対象期間、支給時期等については、現時点では未定です。
- ・加算の請求にはシステム改修が必要です。

【市加算運営費について②】

3. 市会計年度任用職員の標準単価の見直しに伴う単価変更

- ・市会計年度任用職員(旧:臨時的任用職員)の標準単価の見直しにより、次の市助成の金額が見直されました。
・障害児保育費、延長保育費、週40時間勤務保障保育士雇用費、産休等代替臨時職員雇用費、市休日保育加算

※改正後にHP「川崎市保育所子どものための教育・保育給付費等支給要綱」に掲載

4. その他(市処遇改善等加算Ⅱ～Ⅲ)

- ・処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの1本化に伴い、要件等が変更する可能性あり
・変更等があった場合は、別途お知らせします。

【子どものための教育・保育給付費等の各種加算認定手続について①】

※変更点、注意点のみ説明しています。

※詳細は「各種認定手続一覧」を御参照ください。

1. 処遇改善等加算Ⅰの加算率

→処遇改善等加算の1本化により、要件や必要書類等が変更する可能性あり

2. 4歳以上児配置改善加算

→チーム保育推進加算と重複して加算を取得することはできません。

→休憩休息保育雇用費、年休代替保育士雇用費等の市加算を取得するため、チーム 保育
推進加算を取得するまでは、暫定的に4歳以上児配置改善を取得してください。

3. 施設機能強化推進費加算

→令和6年度に説明資料を作成し、対象物品を整理

詳細は「施設機能強化推進費加算の対象物品について」を御参照ください。

【子どものための教育・保育給付費等の各種加算認定手続について②】

4. 障害児保育費

→令和7年度から認定方法の変更を予定しています。

→申請方法及び様式・添付書類の詳細については別途申請案内等で御説明します。

5. その他

→主任保育士のクラス担当の兼務について

令和6年度から「主任保育士がクラス担当を兼務することは適切ではなく、代理で行う場合であっても、1月を超えて兼務が継続している場合、加算は適用されないこと。」と兼務についての注意が強調されています。

→公定価格の一部加算

延長保育の実施等を加算取得の要件としている一部の加算については、延長保育の利用実績を踏まえた認定を行うため、審査方法等の見直しを検討しています。

【各種補助金の変更点について】

※詳細は「**資料2－10**」以降の各種補助金説明資料を御参照ください。

1. 定員超過補助者雇上費補助金

→経験年数に応じた補助単価に変更

2. 保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金

→対象者が採用日から「5年以内」の常勤保育士等へ変更(経過措置あり)

3. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)補助金

→補助単価の引き上げ

4. 手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金【新設】

→保護者及び保育士等の双方の負担軽減を図ることを目的とした補助金

2 子どものための教育・保育給付費等について

こども未来局保育・幼児教育部保育第1課

044-200-2662

ア 納付費の概要

資料 2-1

本市における納付費とは、民間認可保育所に対して、保育施設の基準を満たした運営を行うために要する経費及び利用する子どもの待遇向上、施設職員の待遇改善、施設経営の安定化等を図るために要する経費の支給を行うための仕組みであり、国の定める保育に要する費用の額の算定に関する基準等(国基準)に規定される公定価格と、本市が独自に設けている市加算運営費により構成されます。

納付費については、法令に基づき毎月の支払いを行うこととなっていることから、本市においては、請求ソフトを用いて算出された支給額について、電子申請による請求を行っていただいております。支払日については、原則毎月20日または25日となっていますので、後述する請求スケジュール等に沿った請求に御協力をお願いいたします。

また、本市が委託する川崎市事務処理センターによる一次審査及び保育第1課による二次審査により、請求内容不備について修正依頼があった場合は、速やかに御対応をお願いいたします。

納付費

・公定価格(国基準)

基本分単価、待遇改善等加算、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、休日保育加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、副食費徴収免除加算、施設長未配置減算、土曜閉所減算、主任保育士専任加算、療育支援加算、事務職員雇上費加算、高齢者等活躍促進加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受信加算 等

・市加算運営費

旧市加算分、延長保育費、市職員雇用費、嘱託医手当、入園前健康診断手当、歯科検診事業費、地域活動事業費 等

イ 納付費の内容

資料 2-2

(ア) 公定価格について

公定価格に含まれる各種加算の概要について説明します。

なお、公定価格における地域の区分について、本市は16/100地域に該当します。

(説明にあたっての注意事項)

- ・お示しする単価表等については、令和6年12月27日付で改定のあった令和6年度公定価格になります。令和7年度公定価格においては、内容や金額に変更がある可能性がありますので御注意ください。
- ・最新の公定価格表については、こども家庭庁のHPに掲載されています。また、同ページに掲載されている「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(以降、「留意事項通知」という。)及び「公定価格に関するFAQ(よくある質問)」(以降、「公定価格FAQ」という。)についても、公定価格に関わる重要な通知等となっていますので、併せて御確認ください。
- ・お示しする概要及び単価表については、本市において、公定価格表から必要箇所を抜粋して作成した参考資料から引用しています。当該資料については、「川崎市子どものための教育・保育給付費等支給要綱」と併せて、本市HPに掲載しています。
- ・各種加算のうち、原則として全施設で適用となる加算、及び適用となる施設が極端に少ない加算については割愛しています。
- ・公定価格については、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、年度内に単価改定が行われる場合があります。

イ 納付費の内容(公定価格)

資料 2-2

① 基本分単価

●概要

施設運営の基礎となる人件費、管理費、事業費相当分として、利用定員の区分並びに利用する子どもの年齢の区分と保育必要量の区分に応じて、子ども1人当りの月額単価を利用する子ども数分支給するもの。

●適用要件

以下の職員構成を充足すること。

- ・年齢別配置基準必要保育士
- ・その他国基準保育士
- ・施設長
- ・調理員等
- ・非常勤事務職員
- ・嘱託医・嘱託歯科医

※本市における職員配置基準については、別資料を御参照ください。

●月額の計算方法

定員区分・年齢区分・保育必要量区分に応じた単価

× 初日児童数(各区分ごと)

① 基本分単価

定員区分	年齢区分
20人	4歳以上児
	3歳児
	1、2歳児
	乳児
21人から30人まで	4歳以上児
	3歳児
	1、2歳児
	乳児
31人から40人まで	4歳以上児
	3歳児
	1、2歳児
	乳児
41人から50人まで	4歳以上児
	3歳児
	1、2歳児
	乳児
51人から60人まで	4歳以上児
	3歳児
	1、2歳児
	乳児
61人から70人まで	4歳以上児
	3歳児
	1、2歳児
	乳児
71人から80人まで	4歳以上児
	3歳児
	1、2歳児
	乳児

保育標準時間認定	保育短時間認定
139,080	109,720
147,900	118,540
218,240	188,880
306,490	277,130
100,180	80,610
109,000	89,430
179,340	159,770
267,590	248,020
81,310	66,630
90,130	75,450
160,470	145,790
248,720	234,040
76,590	64,850
85,410	73,670
155,750	144,010
244,000	232,260
67,110	57,330
75,930	66,150
146,270	136,490
234,520	224,740
60,420	52,030
69,240	60,850
139,580	131,190
227,830	219,440
55,460	48,120
64,280	56,940
134,620	127,280
222,870	215,530

イ 給付費の内容(公定価格)

資料 2-2

② 処遇改善等加算 I

●概要

基本分単価と同様の要素によって算定された子ども1人当り月額単価に、職員の平均勤続年数と賃金改善やキャリアアップの取組に応じた加算率を乗じた額を利用子ども数分加算するもの。

●適用要件

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」に定めるとおり
※本市における処遇改善等加算の取り扱いについては、別資料を
御参照ください。

●月額の計算方法

子ども1人当り月額単価×初日児童数(区分ごと)

【子ども1人当り月額単価】

定員区分・年齢区分・保育必要量区分に応じた単価×加算率

② 処遇改善等加算 I

定員区分	年齢区分	保育必要量区分	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
20人	4歳以上児	1,370 × 加算率	1,070 × 加算率
	3歳児	1,450 × 加算率	1,150 × 加算率
	1、2歳児	2,060 × 加算率	1,770 × 加算率
	乳児	2,940 × 加算率	2,650 × 加算率
21人から30人まで	4歳以上児	980 × 加算率	780 × 加算率
	3歳児	1,060 × 加算率	860 × 加算率
	1、2歳児	1,670 × 加算率	1,470 × 加算率
	乳児	2,550 × 加算率	2,350 × 加算率
31人から40人まで	4歳以上児	790 × 加算率	640 × 加算率
	3歳児	870 × 加算率	720 × 加算率
	1、2歳児	1,480 × 加算率	1,340 × 加算率
	乳児	2,360 × 加算率	2,220 × 加算率
41人から50人まで	4歳以上児	740 × 加算率	620 × 加算率
	3歳児	820 × 加算率	700 × 加算率
	1、2歳児	1,430 × 加算率	1,320 × 加算率
	乳児	2,310 × 加算率	2,200 × 加算率
51人から60人まで	4歳以上児	650 × 加算率	550 × 加算率
	3歳児	730 × 加算率	630 × 加算率
	1、2歳児	1,340 × 加算率	1,240 × 加算率
	乳児	2,220 × 加算率	2,120 × 加算率
61人から70人まで	4歳以上児	580 × 加算率	500 × 加算率
	3歳児	660 × 加算率	580 × 加算率
	1、2歳児	1,270 × 加算率	1,190 × 加算率
	乳児	2,150 × 加算率	2,070 × 加算率
71人から80人まで	4歳以上児	530 × 加算率	460 × 加算率
	3歳児	610 × 加算率	540 × 加算率
	1、2歳児	1,220 × 加算率	1,150 × 加算率
	乳児	2,100 × 加算率	2,030 × 加算率

イ 納付費の内容(公定価格)

資料 2-2

③ 3歳児配置改善加算

●概要

3歳児の保育士の配置を15:1とする場合に、加算率に応じた3歳児1人当り月額単価を3歳児数分加算するもの。

●適用要件

3歳児に係る保育士配置基準を3歳児15人につき1人により実施すること。

●月額の計算方法

子ども1人当り月額単価 × 初日児童数(3歳児)

【子ども1人当り月額単価】

基本分単価8,820円 + (処遇改善等加算単価80円 × 加算率)

④ 4歳以上児配置改善加算

●概要

4歳以上児の保育士の配置を25:1とする場合に、加算率に応じた4歳以上児1人当り月額単価を4歳以上児数分加算するもの。

●適用要件

4歳以上児に係る保育士配置基準を4歳以上児 25 人につき1人により実施すること。(チーム保育推進加算を算定している施設は除く。)

●月額の積算方法

子ども1人当り月額単価 × 初日児童数(4,5歳児)

【子ども1人当り月額単価】

基本分単価3,530円 + (処遇改善等加算単価30円 × 加算率)

イ 納付費の内容(公定価格)

資料 2-2

⑤ 休日保育加算

●概要

休日保育を実施する施設に対して、必要な経費として、休日保育の年間延べ利用子どもの数の区分及び加算率に応じて定められた額を各月初日の利用子どもの数で除して、算出された単価を利用子どもの数分加算するもの。

●適用要件

日曜日、国民の祝日及び休日において、留意事項通知に定める要件を満たして、保育を実施すること。

※要件の詳細については別資料を御参照ください。

●月額の計算方法

子ども1人当り月額単価 × 初日児童数

【子ども1人当り月額単価】

[休日保育の年間延べ利用子どもの数に応じた基本分単価
+(処遇改善等加算単価×加算率)] ÷ 初日児童数

※10円未満の端数が発生する場合は切捨て

⑤ 休日保育加算

休日保育の年間延べ利用子どもの数	基本分	処遇改善等加算 I
~210人	296,000	2,960 × 加算率
211人～279人	317,200	3,170 × 加算率
280人～349人	359,800	3,590 × 加算率
350人～419人	402,400	4,020 × 加算率
420人～489人	445,000	4,450 × 加算率
490人～559人	487,600	4,870 × 加算率
560人～629人	530,200	5,300 × 加算率
630人～699人	572,700	5,720 × 加算率
700人～769人	615,300	6,150 × 加算率
770人～839人	657,900	6,570 × 加算率
840人～909人	700,500	7,000 × 加算率
910人～979人	743,100	7,430 × 加算率
980人～1,049人	785,700	7,850 × 加算率
1,050人～	828,200	8,280 × 加算率

イ 納付費の内容(公定価格)

資料 2-2

⑧ 賃借料加算

●概要

賃貸物件により運営する施設に対して、賃借料の一部として、定員区分と施設の所在する地域の区分(本市はa地域の都市部に該当)に応じた子ども1人当たり月額単価を利用子ども数分加算するもの。

●適用要件

以下のすべてに該当すること。

- ・保育所の用に供する建物が賃貸物件であること※
- ・当該賃貸物件に対する賃借料が発生していること
- ・賃借料の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと
- ・減価償却費加算の対象となっていないこと

※施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること

●月額の計算方法

定員区分に応じた単価×初日児童数

⑧ 賃借料加算

定員区分	加算単価
20人	17,600
21人～30人	12,200
31人～40人	10,900
41人～50人	9,800
51人～60人	8,100
61人～70人	7,100
71人～80人	7,900
81人～90人	7,100
91人～100人	6,200
101人～110人	6,800
111人～120人	6,200
121人～130人	5,700
131人～140人	6,200
141人～150人	6,000
151人～160人	5,400
161人～170人	6,000
171人～	5,400

イ 納付費の内容(公定価格)

資料 2-2

⑨チーム保育推進加算

●概要

必要保育士数を超えて保育士を配置(加配※)し、キャリアを積んだ保育士によるチーム保育の体制を構築している施設で、職員の平均経験年数が12年以上の場合に、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増等に充てるものとして、定員区分や加算率に応じた子ども1人当たり月額単価を利用子ども数分加算するもの。

※加配人数は定員120名以下の場合1名、121人以上の場合2名を上限とする。

●適用要件

以下の要件すべてに該当すること。

- ・「必要保育士数」を超えて保育士を配置していること
- ・キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること
- ・職員の平均経験年数が12年以上であること
- ・当該加算による增收は、保育士の増員や、当該保育所全体の職員の賃金改善に充てること

●月額の計算方法

[定員区分に応じた基本分単価 + (処遇改善等加算単価 × 加算率)] × 加配人数 × 初日児童数

⑨ チーム保育推進加算

定員区分	基本分	処遇改善等加算 I
20人	26,470 × 加配人数	260 × 加算率 × 加配人数
21人～30人	17,640 × 加配人数	170 × 加算率 × 加配人数
31人～40人	13,230 × 加配人数	130 × 加算率 × 加配人数
41人～50人	10,580 × 加配人数	100 × 加算率 × 加配人数
51人～60人	8,820 × 加配人数	80 × 加算率 × 加配人数
61人～70人	7,560 × 加配人数	70 × 加算率 × 加配人数
71人～80人	6,610 × 加配人数	60 × 加算率 × 加配人数
81人～90人	5,880 × 加配人数	50 × 加算率 × 加配人数
91人～100人	5,290 × 加配人数	50 × 加算率 × 加配人数
101人～110人	4,810 × 加配人数	40 × 加算率 × 加配人数
111人～120人	4,410 × 加配人数	40 × 加算率 × 加配人数
121人～130人	4,070 × 加配人数	40 × 加算率 × 加配人数
131人～140人	3,780 × 加配人数	30 × 加算率 × 加配人数
141人～150人	3,520 × 加配人数	30 × 加算率 × 加配人数
151人～160人	3,300 × 加配人数	30 × 加算率 × 加配人数
161人～170人	3,110 × 加配人数	30 × 加算率 × 加配人数
171人～	2,940 × 加配人数	20 × 加算率 × 加配人数

※当該加算による增收を保育士の増員に充てる場合、当該職員をチーム保育の推進に専任させること(専任化)が必要になるほか、当該職員の人数分、施設の必要保育士数(その他国基準保育士相当)を追加します。

イ 納付費の内容(公定価格)

資料 2-2

⑩ 副食費免除加算

●概要

副食費の徴収が免除対象となる子どもの副食費免除分の補填として、副食費の徴収が免除される子ども1人当たり月額単価に加算するもの。

※副食費徴収免除対象子どもとは、以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市町村から通知がされた子どものことをいう。

- ・非課税世帯に属する子ども
- ・市民税所得割相当額57,700円未満(ひとり親等は77,100円以下)世帯に属する子ども
- ・第3子以降(第1子・第2子ともに利用児童)の子ども

●月額の計算方法

加算単価4,800円 × 副食費徴収免除対象子ども数

⑩ 副食費徴収免除加算

加算単価
4,800

イ 納付費の内容(公定価格)

資料 2-2

⑫ 施設長未配置減算

●概要

専従の施設長が配置されていない場合、定員区分や加算率に応じた子ども1人当たり月額単価を利用子ども数分減額するもの。

●適用要件

留意事項通知に定める要件を満たした施設長を配置していない場合

【留意事項通知における施設長の要件】

児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある者とする。

●月額の計算方法

子ども1人当たり月額単価×初日児童数

【子ども1人当たり月額単価】

定員区分に応じた基本分単価+(処遇改善等加算単価×加算率)

⑫ 施設長未配置減算

定員区分	基本分	処遇改善等加算 I
20人	29,070	290×加算率
21人～30人	19,380	190×加算率
31人～40人	14,530	140×加算率
41人～50人	11,630	110×加算率
51人～60人	9,690	90×加算率
61人～70人	8,300	80×加算率
71人～80人	7,260	70×加算率
81人～90人	6,460	60×加算率
91人～100人	5,810	50×加算率
101人～110人	5,280	50×加算率
111人～120人	4,840	40×加算率
121人～130人	4,470	40×加算率
131人～140人	4,150	40×加算率
141人～150人	3,870	30×加算率
151人～160人	3,630	30×加算率
161人～170人	3,420	30×加算率
171人～	3,230	30×加算率

イ 納付費の内容(公定価格)

資料 2-2

⑬ 土曜閉所減算

●概要

土曜日に施設を閉所する場合に、その日数に応じて①基本分単価、②処遇改善等加算 I、③3歳児配置改善加算、④4歳以上児配置改善加算、⑥夜間保育加算の5項目の合計単価を定員区分に応じた率で減算した子ども1人当たり月額単価を利用子ども数分減額するもの。

●適用要件

施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日(国民の祝日及び休日を除く。)に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある場合

※本市における土曜閉所減算の取り扱いについては、「公定価格における土曜日閉所減算の取扱いについて(通知)」を御参照ください。

●月額の計算方法

子ども1人当たり月額単価 × 初日児童数(区分ごと)

【子ども1人当たり月額単価】

[①基本分単価、②処遇改善等加算 I、③3歳児配置改善加算、
④4歳以上児配置改善加算、⑥夜間保育加算の合計単価(区分ごと)]
× 定員区分に応じた率

※10円未満の端数が発生する場合は切捨て

⑬ 土曜閉所減算

定員区分	月に1日 土曜日閉所	月に2日 土曜日閉所	月に3日以上 土曜日閉所	全ての土曜日 閉所
20人		× 2/100		× 5/100
21人～130人	× 1/100		× 4/100	
131人～		× 3/100		× 6/100

イ 納付費の内容(公定価格)

資料 2-2

⑯ 主任保育士専任加算

●概要

主任保育士が保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に専任できるよう、代替保育士を置く場合に、その人件費及び子育て支援のための活動費として、加算率に応じた額を各月初日の利用子ども数で除した額に各月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。

●適用要件

主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させるため、「必要保育士数」を超えて代替保育士を配置し、以下の事業等を複数実施すること。

i) 延長保育事業 ii) 一時保育事業 iii) 病児保育事業

iv) 乳児が3人以上利用している施設 v) 本市が認定する障害児が1人以上利用している施設

なお、主任保育士がクラス担当を兼務することは適切ではなく、代理で行う場合であっても、1月を超えて兼務が継続している場合、加算は適用されない。

●月額の計算方法

子ども1人当り月額単価 × 初日児童数

【子ども1人当り月額単価】

[基本分単価269,260円 + (処遇改善等加算単価2,690円 × 加算率)] ÷ 初日児童数

※10円未満の端数が発生する場合は切捨て

※主任保育士専任加算が適用となる場合、配置される代替保育士の人数分として、施設の必要保育士数(その他国基準保育士相当)を1名分追加します。当該追加分が充足されない場合、主任保育士専任加算は適用できません。

イ 納付費の内容(公定価格)

資料 2-2

⑯ 療育支援加算

●概要

障害児を受け入れている施設に対して、主任保育士を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主任保育士を補助する者の雇用費として、当該子どもが特別児童扶養手当支給対象児であるかの区分と、加算率に応じた額を各月初日の利用子ど�数で除した額に各月初日の利用子ど�数を乗じて加算するもの。

●適用要件

主任保育士専任加算の対象施設かつ本市が認定する障害児を受け入れている施設において、主任保育士を補助する者を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組むこと

●月額の計算方法

子ども1人当り月額単価×初日児童数

【子ども1人当り月額単価】

A:特別児童扶養手当支給対象児童受入施設の場合

[基本分単価52,030円+(処遇改善等加算単価520円×加算率)]÷初日児童数

B:それ以外の障害児受入施設

[基本分単価34,680円+(処遇改善等加算単価340円×加算率)]÷初日児童数

※いずれも10円未満の端数が発生する場合は切捨て

イ 納付費の内容(公定価格)

資料 2-2

⑯ 事務職員雇上費加算

●概要

事務職員の雇用費を上乗せするための経費として、加算率に応じた額を各月初日の利用子ど�数で除した額に各月初日の利用子ど�数を乗じて加算するもの。

●適用要件

事務職員を配置※し、以下の事業等のいずれかを実施する施設に加算する。

- i) 延長保育事業 ii) 一時保育事業 iii) 病児保育事業
- iv) 乳児が3人以上利用している施設 v) 本市が認定する障害児が1人以上利用している施設

※施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要

●月額の計算方法

子ども1人当り月額単価×初日児童数

【子ども1人当り月額単価】

(基本分単価48,100円+処遇改善等加算単価480円×加算率)÷初日児童数

※10円未満の端数が発生する場合は切捨て

イ 納付費の内容(公定価格)

資料 2-2

⑯ 処遇改善等加算Ⅱ

●概要及び適用要件

処遇改善等加算に係る資料を御参照ください。

●月額の計算方法

子ども1人当り月額単価×初日児童数

【子ども1人当り月額単価】

[(人数A加算単価49,020円×人数A)+(人数B加算単価6,130円×人数B)]÷初日児童数

※10円未満の端数が発生する場合は切捨て

⑰ 処遇改善等加算Ⅲ

●概要及び適用要件

処遇改善等加算に係る資料を御参照ください。

●月額の計算方法

子ども1人当り月額単価×初日児童数

【子ども1人当り月額単価】

加算単価11,030円×加算Ⅲ算定対象人数÷初日児童数

※10円未満の端数が発生する場合は切捨て

イ 納付費の内容(公定価格)

資料 2-2

㉑ 高齢者等活躍促進加算

●概要

高齢者・障害者等を雇用して子どもの処遇向上を図る施設に対し、対象職員の年間総勤務時間数に応じた額を3月初日の利用子ども数で除した額に3月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。

●適用要件

以下の要件を満たすこと。

・高齢者等※を職員配置基準以外に非常勤職員として雇用し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。

・以下の事業等のうち、いずれかを実施していること。

- i) 延長保育事業 ii) 一時保育事業 iii) 病児保育事業
- iv) 乳児が3人以上利用している施設 v) 本市が認定する障害児が1人以上利用している施設

※高齢者等の範囲

- i) 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者
- ii) 身体障害者 iii) 知的障害者 iv) 精神障害者 v) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦

●月額の計算方法

子ども1人当り月額単価×3月の初日児童数

【子ども1人当り月額単価】

- ・年間総勤務時間数400時間以上800時間未満の場合：476,000円÷3月の初日児童数
- ・年間総勤務時間数800時間以上12,00時間未満の場合：793,000円÷3月の初日児童数
- ・年間総勤務時間数1,200時間以上の場合：1,111,000円÷3月の初日児童数

※いずれも10円未満の端数が発生する場合は切捨て

イ 納付費の内容(公定価格)

資料 2-2

㉒ 施設機能強化推進費加算

●概要

職員等の防災教育や災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対し、必要な経費(限度額有)を3月初日の利用子ども数で除した額に3月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。

●適用要件

施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組を行う施設※で、以下の事業等を複数実施すること。

- i) 延長保育事業 ii) 一時保育事業 iii) 病児保育事業
- iv) 乳児が3人以上利用している施設 v) 本市が認定する障害児が1人以上利用している施設

※取組に必要となる経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。

●月額の計算方法

子ども1人当り月額単価×3月の初日児童数

【子ども1人当り月額単価】

必要な経費(限度額160,000円)÷3月の初日児童数

※10円未満の端数が発生する場合は切捨て

イ 納付費の内容(公定価格)

資料 2-2

㉓ 小学校接続加算

●概要

小学校との接続を見通した活動を行っている施設に対し、活動に必要な経費として、所定の額を3月初日の利用子どもの数で除した額に3月初日の利用子どもの数を乗じて加算するもの。

●適用要件

小学校との連携・接続について次に掲げる取組を行うこと。

- i) 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること。
- ii) 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。
- iii) 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間(2年以上を含む。)のカリキュラムを編成・実施していること
(小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。)

※本市における小学校接続加算の取り扱いについては、4月中を目途に通知を発出する予定です。

●月額の計算方法

子ども1人当り月額単価×3月の初日児童数

【子ども1人当り月額単価】

- ・適用要件のうち i 及び ii の取組を実施している場合(区分A): $40,380\text{円} \div 3\text{月の初日児童数}$
- ・区分Aに加えて、iii の取組を実施している場合(区分B): $317,130\text{円} \div 3\text{月の初日児童数}$

※いずれも10円未満の端数が発生する場合は切捨て

イ 給付費の内容(公定価格)

資料 2-2

㉔ 栄養管理加算

●概要

栄養士を活用して給食を実施している施設に対し、その雇用費として、以下の区分に応じた額を各月初日の利用子どもの数で除した額に各月初日の利用子どもの数を乗じて加算するもの。

●適用要件

食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受けること。

●月額の計算方法

子ども1人当り月額単価×初日児童数

【子ども1人当り月額単価】

- ・A:配置の場合:[基本分単価79,950円+(処遇改善等加算単価790円×加算率)]÷初日児童数
- ・B:兼務の場合:[基本分単価50,000円+(処遇改善等加算単価500円×加算率)]÷初日児童数
- ・C:嘱託の場合:基本分単価10,000円÷初日児童数

※いずれも10円未満の端数が発生する場合は切捨て

※本市における栄養管理加算の取り扱いについては、「公定価格における栄養管理加算の取扱いについて(通知)」を御参照ください。

イ 納付費の内容(公定価格)

資料 2-2

㉕ 第三者評価受審加算

●概要

第三者評価を受審した施設に対し、受審費用の一部として、所定の額を3月初日の利用子ど�数で除した額に3月初日の利用子ど�数を乗じて加算するもの。

※ただし、1施設に対し5年に1回の加算とする。

●適用要件

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表すること。

●月額の計算方法

子ども1人当り月額単価×3月の初日児童数

【子ども1人当り月額単価】

150,000円÷3月の初日児童数

※10円未満の端数が発生する場合は切捨て

イ 納付費の内容

資料 2-3

(イ) 市加算運営費について

市加算運営費に含まれる各種加算の概要について説明します。

(説明にあたっての注意事項)

- ・お示しする単価表等については、令和6年度市加算運営費になります。令和7年度市加算運営費においては、内容や金額に変更がある可能性がありますので御注意ください。
- ・市加算運営費については、本市で定める「川崎市子どものための教育・保育給付費等支給要綱」において規定しています。支給要綱については、本市HPに掲載があるほか、改正等があった場合にはお知らせいたします。
- ・市加算運営費については、入所児童の処遇向上、施設職員の加配、処遇改善等の安定的な施設運営のために必要な経費を公定価格に上乗せして加算するという趣旨であることから、必要な国基準保育士等に加えて配置する職員に対して支払うものになります。このため、国基準が満たされないことにより、併せて市加算運営費についても適用がなされない場合があります。
- ・公定価格に上乗せして加算するという趣旨であることから、公定価格の拡充に伴い、市加算運営費の内容が縮小される場合があります。

イ 給付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

①～⑥ 旧市加算分

●概要

右表のとおり

●適用要件

原則、全施設において適用

●月額の計算方法

加算額 × 初日児童数

※④特別扶助費については賞与月(6月・12月)のみ加算

※⑥児童災害共済掛金については、当年度中の最初に在籍した月に1回のみ加算(年度途中に転園し、前園と異なる災害共済給付制度等の掛金が発生した場合を除く)

項目	内容	加算額
① 給食費	利用する子どもの給食内容を向上させるために、国の公定価格中の給食費に、子ども1人当たり月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当たり 月額528円
② 行事用給食費	行事時の特別給食のため、国の公定価格中の給食費に子ども1人当たり月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当たり 月額113円
③ 冷暖房費	利用する子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の冷暖房費に、子ども1人当たり月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当たり 月額58円
④ 特別扶助費	施設職員の待遇改善を図り、もって利用する子どもの処遇を向上させるため、6月と12月の賞与期に、国の公定価格中の人件費に、子ども1人当たり定額単価を各月初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当たり 賞与月(6月・12月)に 各12,600円
⑤ 一般生活費	利用する子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の給食材料費や保育材料費等の一般生活費に、子ども1人当たり月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当たり 月額840円
⑥ 児童災害共済掛金	利用する子どもの施設管理下における災害に備えて、災害共済給付制度等の掛金を、国の公定価格中の事業費に、子ども1人当たり定額単価を掛金支払子ども数分加算するもの(ただし、当年度中の最初に在籍した月に1回のみ加算)	子ども1人当たり 1回375円

イ 納付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑦ 市主任保育士専任加算

●概要

平成23年度以降開設した保育所のうち、国の公定価格上の主任保育士専任加算の支給対象となっていない60人以上定員の施設に対して、国の主任保育士専任加算相当分として、1施設当たり月額単価を加算するもの。

●適用要件

以下の要件をすべて満たすこと。

- ・主任保育士の専任体制※を構築しているものの、国の主任保育士専任加算の適用がないこと。
- ・平成23年度以降に開設した施設であること。
- ・定員が60人以上であること。

※国の主任保育士専任加算におけるものと同様の体制を指す(主任保育士がクラス担任を兼務することは不可)

●月額の計算方法

1施設当たり月額250,000円

※市主任保育士専任加算が適用となる場合、配置される代替保育士の人数分として、施設の必要保育士数(その他国基準保育士相当)を1名分追加します。当該追加分が充足されない場合、市主任保育士専任加算は適用できません。

イ 納付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑧ 障害児保育費認定

●概要

障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもに対して、保育士等の加配を行い、対象となる子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の人件費に、障害の程度に応じた対象児1人当り月額単価を対象子ども数分加算するもの。

●適用要件

以下の認定基準により本市が認定する対象児が在籍していること。

<認定基準>

- ・重度：特別児童扶養手当1級、身体障害者手帳1級もしくは療育手帳A1の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども
- ・中度：特別児童扶養手当2級、身体障害者手帳2級もしくは療育手帳A2の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども
- ・軽度：身体障害者手帳3～6級もしくは療育手帳B1～B2の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども

※障害児保育費認定の詳細については近日中に送付する申請案内を御参照ください。

●月額の計算方法

- ・重度：対象児1人当り月額261,200円
- ・中度：対象児1人当り月額208,960円
- ・軽度：対象児1人当り月額130,600円

イ 納付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑨ 補足納付費

●概要

生活保護世帯の子どもに対して、保護者が支払うべき日用品・文房具等の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等の実費徴収額を減免する場合に、その補填として、対象児1人当たり月額単価を限度に対象子ど�数分加算するもの。

●適用要件

利用者負担区分がA階層(生活保護世帯)の児童に対し、「川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」第13条第4項各号に掲げる実費徴収が可能な費用のうち、1号(日用品、文房具その他特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用)と2号(特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用)に係る費用を減免する場合

※本市における補足納付費の取り扱いについては、「川崎市の民間保育所における実費徴収に係る補足給付事業の取り扱いについて(通知)」を御参照ください。

●月額の計算方法

対象児1人当たり月額2,700円(限度額)

※当事業については、子ども・子育て支援法第59条第3号に基づく地域子ども・子育て支援事業の1事業になりますが、本市においては、市加算運営費と同様に例月給付費での支給を行っています。

イ 納付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑩ 衛生管理加算

●概要

利用する子どもの使用済み紙おむつを施設において収集し、法令等に従い適切な方法により処理等をすることをもって、保護者及び施設職員の負担を軽減させるために、0～2歳児1人当たり月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの。

●適用要件

使用済み紙おむつを施設において、法令等に従い適切な方法で処理していること。

※衛生管理加算の取り扱いについては、「市独自加算における衛生管理加算の新設について(通知)」を御参照ください。

●月額の計算方法

1人当たり単価264円×初日児童数(0～2歳児)

イ 納付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑪ー1 延長保育費 基本分・加算分

●概要

延長保育を実施する施設に対して、各施設の各月の実延長保育時間の区分と土曜延長の実施有無に応じて、延長保育に要する経費(補食代実費徴収分を除く)として加算するもの。

なお、当該人数には、保育標準時間認定子どもと保育短時間認定子どもであって、11時間の開所時間を超えて、延長保育を利用した子ど�数を換算するものとする。

●適用要件

延長保育を実施すること。

※本市における延長保育事業の取り扱いについては、市HPで掲載している
「川崎市延長保育事業実施要綱」を御参照ください。

●月額の計算方法

実延長保育時間に応じた基本分 + (加算分 × 7人目以降の利用子ど�数)

※利用する子どもが6人未満の場合は、月額基本分／6人(小数点以下切
捨て) × 利用する子ど�数

※当事業については、子ども・子育て支援法第59条第3号に基づく地域子ども・子育て支援事業の1事業になりますが、本市においては、市加算運営費と同様に例月給付費での支給を行っています。

⑪ー1 延長保育費 基本分・加算分

実延長保育時間	土曜延長	基本分 (6人まで)	加算分 (7人目から1人当り)
朝／夕 0.5時間	実施あり	月額 91,000円	月額 1,600円
	実施なし	月額 75,800円	
夕 1時間	実施あり	月額 182,000円	月額 3,200円
	実施なし	月額 151,700円	
夕 1.5時間	実施あり	月額 273,000円	月額 4,800円
	実施なし	月額 227,500円	
夕 2時間	実施あり	月額 364,000円	月額 6,400円
	実施なし	月額 303,300円	
夜間保育の朝 0.5時間	実施あり	月額 128,200円	月額 2,800円
	実施なし	月額 106,800円	
夜間保育の朝 1時間	実施あり	月額 256,400円	月額 5,600円
	実施なし	月額 213,700円	
夜間保育の朝 1.5時間	実施あり	月額 384,500円	月額 8,400円
	実施なし	月額 320,400円	
夜間保育の朝 2時間	実施あり	月額 512,700円	月額 11,200円
	実施なし	月額 427,300円	
夜間保育の朝 2.5時間	実施あり	月額 640,800円	月額 14,000円
	実施なし	月額 534,000円	
夜間保育の朝 3時間	実施あり	月額 769,000円	月額 16,800円
	実施なし	月額 640,900円	

イ 納付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑪ー2 延長保育費 保育短時間認定児延長保育加算分

●概要

保育短時間認定子どもが各施設の8時間のコアタイムの範囲を超えて、11時間の開所時間の範囲内で、延長保育を利用した場合に、当該延長保育に要する経費として加算するもの。

●適用要件

保育短時間認定こどもについて、8時間のコアタイムの範囲を超えて、延長保育を実施すること。

●月額の計算方法

延長保育時間(0.5時間単位) × 1人当たり月額加算分1,600円

⑪ー3 延長保育費 障害児加算分・保育料免除加算分

●概要

延長保育の実施に伴い、障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもに係る経費や生活保護世帯・市民税非課税世帯等の子どもの保育料免除分の補填として、当該子どもの各月の延長保育時間に応じた1人当たり月額加算分を加算するもの

●適用要件

本市から認定された障害児や、生活保護世帯・市民税非課税世帯等の子どもについて、延長保育を実施すること。

●月額の計算方法

延長保育時間に応じた1人当たり月額加算分 × 利用するこども数(延長保育時間ごと)

⑪ー3 延長保育費 障害児加算分・保育料免除加算分

項目	延長保育時間	加算分
障害児保育分	0.5時間	1人当たり月額 6,530円
	1時間	1人当たり月額 13,060円
	1.5時間	1人当たり月額 19,590円
	2時間	1人当たり月額 26,120円
	2.5時間(夜間保育のみ)	1人当たり月額 32,650円
	3時間(夜間保育のみ)	1人当たり月額 39,180円
保育料免除分	0.5時間	1人当たり月額 1,000円
	1時間	1人当たり月額 2,000円
	1.5時間	1人当たり月額 3,000円
	2時間	1人当たり月額 4,000円
	2.5時間(夜間保育のみ)	1人当たり月額 5,000円
	3時間(夜間保育のみ)	1人当たり月額 6,000円

イ 納付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑫ 休憩休息保育士雇用費

●概要

利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、各施設に必要な条例上の保育士4人につき1人の常勤保育士の加配に要する経費を加算するもの。

●適用要件

必要となる国基準保育士数を超えて常勤保育士を配置すること。

なお、対象職員数については、毎月初日の在籍子ど�数と利用定員数で、年齢別配置基準に基づき、年齢区分ごとに小数点第2位以下を切捨て小数点第1位まで必要保育士数を算出し、その合計人数の小数点以下を四捨五入した人数のより多い人数を4で割り返し、小数点以下を切上げた人数を限度とする。

※本市における職員配置基準については、別資料を御参照ください。

●月額の計算方法

[基本分単価142,100円 + (加算分単価6,600円 × 加算率)] × 対象職員数

●支給月数

給与分は、対象となる常勤保育士の実際の雇用月数によって毎月の支給とし、賞与分は、6月と12月の各初日に雇用されており、前後1箇月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤保育士数によって、6月と12月に2.25箇月ずつ支給する。

※賞与分の支給対象要件等は「賞与月の取扱い等について(通知)」を御参照ください。

イ 納付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑬ 年休代替保育士雇用費

●概要

利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、各施設に必要な条例上の保育士その他公定価格上の基準保育士と休憩休息保育士を配置した上で、1施設につき1人の常勤保育士の加配に要する経費を加算するもの。

●適用要件

必要となる国基準保育士と休憩休息保育士の数を超えて常勤保育士を配置すること。
なお、対象職員数については、各施設1人を限度とする。

※本市における職員配置基準については、別資料を御参照ください。

●月額の計算方法

[基本分単価142,100円 + (加算分単価6,600円 × 加算率)] × 対象職員数

●支給月数

給与分は、対象となる常勤保育士の実際の雇用月数によって毎月の支給とし、賞与分は、6月と12月の各初日に雇用されており、前後1箇月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤保育士数によって、6月と12月に2.25箇月ずつ支給する。

※賞与分の支給対象要件等は「賞与月の取扱い等について(通知)」を御参照ください。

イ 納付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑯ 看護師雇用補助費

●概要

利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、1施設につき1人の常勤看護師の配置に上乗せして要する経費を加算するもの。

●適用要件

常勤看護師(准看護師を除く)を配置すること。

なお、対象職員数については、各施設1人を限度とする。

●月額の計算方法

月額1人当り単価52,200円 × 対象職員数

●支給月数

給与分は、対象となる常勤看護師の実際の雇用月数によって毎月の支給とし、賞与分は、6月と12月の各初日に雇用されており、前後1箇月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤看護師数によって、6月と12月に2.25箇月ずつ支給する。

※賞与分の支給対象要件等は「賞与月の取扱い等について(通知)」を御参照ください。

イ 納付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑯ 調理員雇用費

●概要

利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、公定価格上の基準常勤調理員数に加えて、市が定める定員数に応じた常勤調理員の加配に要する経費を加算するもの。

●適用要件

公定価格上の基準常勤調理員数(40人以下は1人、41人以上は2人)を超えて常勤調理員を配置すること。

なお、対象職員数については、定員が61人以上150人以下の施設は1人、定員が151人以上240人未満の施設は2人、定員が240人以上の施設は3人を限度とする。

※本市における職員配置基準については、別資料を御参照ください。

●月額の計算方法

[基本分単価123,400円 + (加算分単価5,500円 × 加算率)] × 対象職員数

●支給月数

給与分は、対象となる常勤調理員の実際の雇用月数(半月単位)によって毎月の支給とし、賞与分は、6月と12月の各初日に雇用されており、前後1箇月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤調理員数によって、6月と12月に2.25箇月ずつ支給する。

※賞与分の支給対象要件等は「賞与月の取扱い等について(通知)」を御参照ください。

イ 納付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑯ 事務職員雇用費

●概要

事務の複雑化・電子化等に対応するため、公定価格上の事務職員雇上費に加えて、事務職員の雇用に係る経費を加算するもの。

●適用要件

公定価格上の事務職員雇上費の適用があること。

なお、対象職員数については、各施設1人を限度とする。

●月額の計算方法

定員が20人以上60人以下の施設は月額1人当り57,600円

定員が61人以上120人以下の施設は月額1人当り69,120円

定員が121人以上180人以下の施設は月額1人当り80,640円

定員が181人以上240人以下の施設は月額1人当り92,160円

イ 納付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑯ 週40時間勤務保障保育士雇用費

●概要

常勤保育士の週40時間勤務を保障するため、定員が60人以上の施設に対し、臨時的任用保育士の雇用費を加算するもの。

●適用要件

定員が60人以上であること。

なお、対象職員数については、毎月初日の在籍子ど�数と利用定員数で、条例上の基準に基づき、年齢区分ごとに小数点第2位以下を切捨て小数点第1位まで必要保育士数を算出し、その合計人数の小数点以下を四捨五入した人数のより多い人数に1人を加えた人数とする。

また加算趣旨より、当該月のすべての土曜日について閉所する場合は適用しない。

※本市における職員配置基準については、別資料を御参照ください。

●月額の計算方法

月額1人当り単価26,120円 × 対象職員数

イ 納付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑯ 産休明け保育対応保育士雇用費

●概要

産休明け(生後5箇月未満)の子どもが利用している施設に対し、産休明け保育対応保育士を対象児2人につき1人加配するための雇用費を加算するもの。

●適用要件

月の初日に生後5箇月未満の子どもが利用している施設において、産休明け保育対応保育士(非常勤保育士による場合は常勤換算)を配置すること。

なお、対象職員数については、毎月初日の生後5箇月未満の在籍子ども数に応じて、2:1の基準に基づき、必要保育士数を算出し、小数点以下切上げとした人数を限度とする。

●月額の計算方法

月額1人当たり単価244,500円 × 対象職員数

イ 納付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑯ 産休等代替臨時職員雇用費

●概要及び適用要件

有給による産休・病休制度を有する事業者が運営する施設に対し、常勤職員が出産又は傷病により長期休暇する場合において、その代替となる臨時の任用職員(常勤職員に限る)を雇用する場合に、その経費を加算するもの。

●月額の計算方法

職種に応じた日額単価※¹ × 対象職員数※² × 支給日数※³

※1常勤の代替職員の職種に応じて定められた日額単価限度額の範囲内で、実際の雇用契約内容から算出した額(日給換算とし日額交通費を含む。ただし10円未満切捨て)とする。

日額単価限度額については、保育士:10,880円、栄養士:9,930円、看護師:11,420円、准看護師9,740円、調理員9,380円、保育士補助等9,380円、事務員9,380円とする。

※2産休・病休職員1人に対し、常勤の代替職員1人とする。なお、このうち、栄養士、准看護師、保育士補助等、事務員については、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するものに限る。

※3産休代替の場合は、産休職員の出産予定日の8週間前の日(多胎妊娠の場合は14週間前の日)から産後8週間を経過する日までの期間で、現に代替職員が勤務した日数とする。

病休代替の場合は、病休職員の休業開始日から6箇月を経過するまでの期間で、現に代替職員が勤務した日数とする。

イ 納付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑩ 市処遇改善等加算Ⅱ

●概要

公定価格上の処遇改善等加算Ⅱにおいて、処遇改善等加算Ⅰの加算率算定の基礎となる職員の経験年数が3～6年の者と7年以上の者がいる施設に対し、十分に賃金改善額の配分を行えない場合に、賃金改善額を補完するもの。
ただし、公定価格上の処遇改善等加算Ⅱの支払いがない場合には対象外とする。

●適用要件及び月額の計算方法

処遇改善等加算に係る資料を御参照ください。

⑪ 市処遇改善等加算Ⅲ

●概要

当該施設等において、賃上げ効果が継続されることを前提に、追加的な賃金改善を行う場合に、市が公定価格上の算定基準を超えて加配を求める保育士等に対する処遇改善に要する費用を加算するもの。

●適用要件及び月額の計算方法

処遇改善等加算に係る資料を御参照ください。

イ 納付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

㉗ 指導用給食費

●概要

利用する子どもの給食指導のため、保育士の指導用として用意する給食の費用を加算するもの。

●適用要件

原則、全施設において適用。

なお、対象職員数については、毎月初日の在籍子ど�数で、条例上の基準に基づき、年齢区分ごとに小数点第2位以下を切捨て小数点第1位まで必要保育士数を算出し、その合計人数の小数点以下を四捨五入した人数に2人を加えた人数とする。

※本市における職員配置基準については、別資料を御参照ください。

●月額の計算方法

月額1人当り単価1,795円 × 対象職員数

イ 納付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

㉓ 嘱託医手当

●概要

利用する子どもの健康管理の充実を図るため、毎月の定期健康診断(随時の入園前健康診断を含む)の実施等に伴う嘱託医への手当を、公定価格中の嘱託医手当に加算するもの。

●適用要件

原則、全施設において適用。

※本市における定期健康診断及び入園前健康診断等の取り扱いについては、本市が発出する通知を御参照ください。

●月額の計算方法

定員区分等に応じた加算額

※園医報酬基準額については、公定価格中の嘱託医手当と併せて、嘱託医に支払われる報酬額の下限です。

㉓ 嘱託医手当

定員区分	上段:加算額、下段:園医報酬基準額
40人以下定員の施設	月額 7,830円 (月額 21,400円)
41~60人定員の施設	月額 18,530円 (月額 32,100円)
61~90人定員の施設	月額 36,330円 (月額 49,900円)
91~120人定員の施設	月額 39,430円 (月額 53,000円)
121~150人定員の施設	月額 42,130円 (月額 55,700円)
151~180人定員の施設	月額 45,230円 (月額 58,800円)
181~210人定員の施設	月額 59,430円 (月額 73,000円)
産休明け保育実施民営化施設(91~120人定員)	月額 50,430円 (月額 64,000円)
産休明け保育実施民設化施設(121~150人定員)	月額 53,130円 (月額 66,700円)
乳児専門施設	月額 60,630円 (月額 74,200円)
240人定員の施設	月額 78,860円 (月額 92,430円)

イ 納付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

②4 入園前健康診断手当

●概要

新たに利用を開始する子どもの健康状況を把握するため、4月一斉入所前に健康診断を実施するための嘱託医への手当を、2月に加算するもの。

●適用要件

原則、全施設において適用。

●月額の計算方法

定員区分に応じた加算額

②4 入園前健康診断手当

定員区分	加算額
60人以下定員の施設	21,400円
61～180人定員の施設	32,100円
181～240人定員の施設	42,800円

②5 歯科検診事業費

●概要

利用する子どもに歯科検診を実施するため、歯科医への手当として、公定価格中の人件費に加算するもの。

●適用要件

原則、全施設において適用。

●年額の計算方法

定員区分に応じた加算額

②5 歯科検診事業費

定員区分	加算額
60人以下定員の施設	年額 28,000円
61～90人定員の施設	年額 31,000円
91～120人定員の施設	年額 34,000円
121～150人定員の施設	年額 37,000円
151～180人定員の施設	年額 40,000円
181～210人定員の施設	年額 43,000円
211～240人定員の施設	年額 46,000円

イ 納付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

㉖ 市第三者評価受審加算

●概要

第三者評価の受審を促進するため、公定価格中の第三者評価受審加算に加えて、第三者評価の受審に要する費用を加算限度額の範囲内で、3月に加算するもの。

●適用要件

公定価格における第三者評価受審加算の適用があること。

●月額の計算方法

第三者評価の受審に要する費用のうち、公定価格における第三者評価受審加算額150,000円を除いた額(1施設当たり100,000円を上限とする)。

㉗ 市休日保育加算(障害児受入分)

○概要

休日保育事業において、障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもの受け入れを行った場合に、保育士等の加配に要する経費として、公定価格中の休日保育加算に加えて加算するもの。

○適用要件

休日保育事業において、本市が認定する障害児の受け入れを行った場合。

○月額の計算方法

日額単価5,200円×月の利用日数

イ 納付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

㉗ 地域活動事業費

○概要

地域の子育て支援を推進するため、加算条件を満たす場合に、当該事業の実施に要する費用を加算限度額の範囲内で加算するもの。

○適用要件

右表の5事業のうち、複数事業を実施すること。

○年額の計算方法

事業の実施に要する費用(1施設当たり年額200,000円を限度とする。)

※原則、年度内に1度のみの申請とする。

事業名	事業内容
世代間交流等事業	老人福祉施設・介護保険施設等への訪問、又は、これら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。
異年齢児交流等事業	保育所を退所した児童や地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養う。
育児講座・育児と仕事両立支援事業	地域の乳幼児をもつ保護者等に対する育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行う。
地域の特性に応じた保育需要への対応事業	地域の保育需要に対応するため、地域の実情に応じた活動をしている保育所について市長が特に必要と認めたもの。
保育所体験特別事業	適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、保育所入所児童との交流を通じて、育児上の工夫の仕方等について相談助言等を受けられるようとする。

イ 納付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

②9 市賃借料加算

○概要

賃借物件により運営する施設に対して、安定的な事業継続を確保するため、公定価格中の賃借料加算に加えて、市が定める加算上限額の範囲内で賃借料の加算を行うもの。

○適用要件等

図のとおり

○月額の計算方法

市が定める月の加算上限額－公定価格中の賃借料加算月額

市が定める月の加算上限額の算定における各地域区分となる保育所	
A地域	鹿島田、新川崎、武藏小杉、新丸子、元住吉、武藏溝ノ口、溝の口、高津、梶が谷、登戸、向ヶ丘遊園の各駅を最寄りとしその駅からの道のりが1km以内にある保育所
B地域	川崎大師、鈴木町、港町、京急川崎、川崎、川崎新町、小田栄、尻手、矢向、平間、向河原、武藏中原、武藏新城、二子新地、宮崎台、宮前平、鷺沼、津田山、宿河原、稻田堤、京王稻田堤、生田、読売ランド前、百合ヶ丘、新百合ヶ丘、柿生、栗平の各駅を最寄り駅としその駅からの道のりが1km以内にある保育所
C地域	大師橋、東門前、八丁畷、久地、中野島、五月台の各駅を最寄りとしその駅からの道のりが1km以内にある保育所及び最寄り駅からの道のりが1km超にある保育所

市が定める月の加算上限額の算定方法																																													
60人未満定員施設(※)	【算定方法】 以下の地域区分ごとの加算基準額(月額)の範囲内で、実際に要する賃借料月額を加算上限額とする。ただし、その額に100円未満の端数があった場合は、これを切捨てるものとする。 ■加算基準額 A地域:月額541,500円 B地域:月額511,500円 C地域:月額451,500円																																												
60人以上定員施設(※)	【算定方法】 以下の算定上の園舎・園庭面積に地域区分ごとの加算基準単価(月額)を乗じた額の範囲内で、実際に要する賃借料月額を加算上限額とする。ただし、その額に100円未満の端数があった場合はこれを切捨てるものとする。 ■算定上の園舎面積 以下の表に基づき算定された基準面積と実園舎面積のうち、小さい方の面積を算定上の園舎面積とする。																																												
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">基準面積</th></tr><tr><th colspan="4">以下の基本面積+加算面積</th></tr><tr><th colspan="2">基本面積</th><th colspan="2">加算面積</th></tr><tr><th>以下の定員区分別の1人当り面積×定員数</th><th>以下に加算要件に該当する場合、加算面積を加算</th><th>定員区分</th><th>1人当り面積</th></tr></thead><tbody><tr><td>60～90人</td><td>7.4m²</td><td>60～90人</td><td>7.4m²</td></tr><tr><td>91～120人</td><td>7.2m²</td><td>91～120人</td><td>7.2m²</td></tr><tr><td>121～150人</td><td>7.0m²</td><td>121～150人</td><td>7.0m²</td></tr><tr><td>151～180人</td><td>6.7m²</td><td>151～180人</td><td>6.7m²</td></tr><tr><td>181～210人</td><td>6.6m²</td><td>181～210人</td><td>6.6m²</td></tr><tr><td>211～240人</td><td>6.5m²</td><td>211～240人</td><td>6.5m²</td></tr><tr><td>241～270人</td><td>6.4m²</td><td>241～270人</td><td>6.4m²</td></tr></tbody></table>				基準面積		以下の基本面積+加算面積				基本面積		加算面積		以下の定員区分別の1人当り面積×定員数	以下に加算要件に該当する場合、加算面積を加算	定員区分	1人当り面積	60～90人	7.4m ²	60～90人	7.4m ²	91～120人	7.2m ²	91～120人	7.2m ²	121～150人	7.0m ²	121～150人	7.0m ²	151～180人	6.7m ²	151～180人	6.7m ²	181～210人	6.6m ²	181～210人	6.6m ²	211～240人	6.5m ²	211～240人	6.5m ²	241～270人	6.4m ²	241～270人	6.4m ²
基準面積																																													
以下の基本面積+加算面積																																													
基本面積		加算面積																																											
以下の定員区分別の1人当り面積×定員数	以下に加算要件に該当する場合、加算面積を加算	定員区分	1人当り面積																																										
60～90人	7.4m ²	60～90人	7.4m ²																																										
91～120人	7.2m ²	91～120人	7.2m ²																																										
121～150人	7.0m ²	121～150人	7.0m ²																																										
151～180人	6.7m ²	151～180人	6.7m ²																																										
181～210人	6.6m ²	181～210人	6.6m ²																																										
211～240人	6.5m ²	211～240人	6.5m ²																																										
241～270人	6.4m ²	241～270人	6.4m ²																																										
■算定上の園庭面積 上記園舎に附帯し、賃貸借契約上、密接不可分であって、認可基準を満たす園庭について、2歳以上定員数に6.6m ² を乗じた面積と実園庭面積のうち、小さい方の面積を算定上の園庭面積とする。																																													
■加算基準単価 A地域:月額1m ² 当り2,200円 B地域:月額1m ² 当り1,600円 C地域:月額1m ² 当り1,300円																																													

※ただし、当初、60人未満定員であった施設が定員増により、60人以上定員施設となった場合で、60人未満定員施設の算定方法によった方が加算上限額が大きい場合は、上記定員区分によらずに、60人未満定員施設の算定方法によることができるものとする。

各種運用について

資料2-4

《加算の優先順位のイメージ》

3歳児配置改善加算
4歳以上児配置改善加算
※選択適用も可

休憩休憩保育士雇用費
※条例保育士の4人に1人

年休代替保育士雇用費
※各施設1人

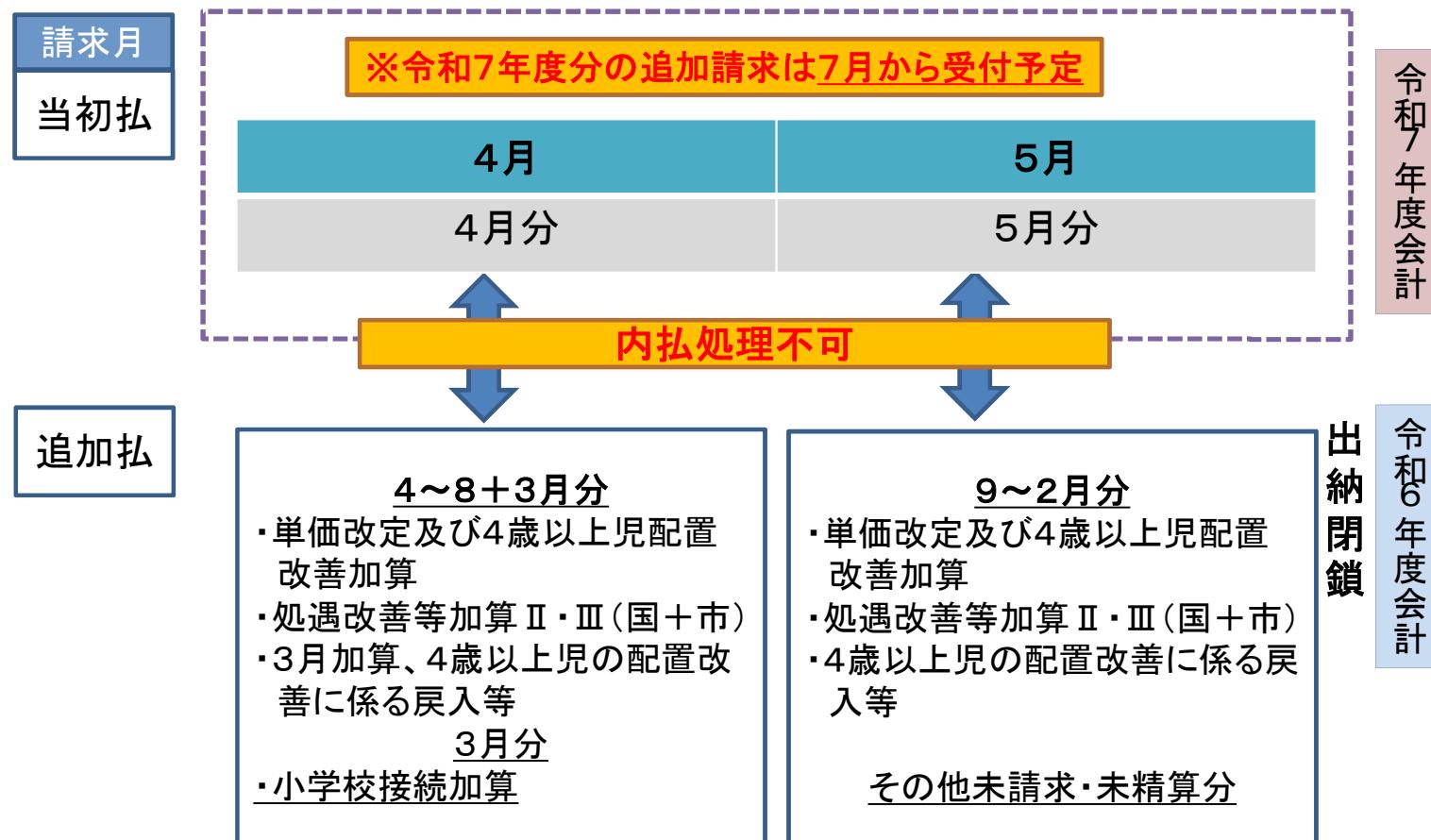
主任保育士専任加算
市主任保育士専任加算

チーム保育推進加算
※専任配置の場合は市加配保育士の配置が必要

- ・休憩休憩保育士雇用費、年休代替保育士雇用費を取得するには、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算の両加算の取得が必要です。
- ・→休憩休憩保育雇用費、年休代替保育士雇用費等の市加算を取得するため、チーム保育推進加算を取得するまでは、暫定的に4歳以上児配置改善を取得してください。
- ・1歳児配置改善加算(仮)との整理については、別途お知らせいたします。

令和7年度の給付費等の請求方法について

資料2-5



令和7年度 民間保育所子どものための教育・保育給付費の支払い等について

資料2-5

- 法令に基づき給付費等は毎月支払い
- 支払いは、(当月払)+(追加払)の合計金額
- 毎月の支払日は、原則20日or25日
- 提出期限及び支払日は各月の土、日、祝日等の影響で前後する場合があるため、注意が必要

	請求内容	請求ソフトへの入力事項等
当月払	職員数、初日児童数・延長登録児数等に基づく当月分	・在籍児童、職員雇用の状況 ・延長保育の登録状況 等
追加払	雇用実績、月途中の入退所・延長利用児数実績等に基づく精算分	・児童、職員情報の変更点の修正 ・延長保育の実績 等

給付費等の申請・請求内容に関する川崎市の審査が完了次第、各施設に審査結果のお知らせ(電子画面で確認)が届きます。お知らせが届き次第、速やかに所定の請求書を川崎市まで送付してください。

各月の請求期日や振込日については、別紙Excel『給付費等請求・支払いスケジュール』を御確認ください。

【重要】令和7年度に向けて、請求ソフトの各種情報の更新手続が必要です。

更新方法は、予算事務説明会HP、「令和7年度に向けた請求ソフトの各種情報の更新等について」に掲載しています。

令和7年度公定価格及び市加算運営費の各種加算等の暫定的取扱いについて

資料2-5

1. 処遇改善等加算について

加算名	既存園	令和6年度認可化園 ※
処遇改善等加算Ⅰ	令和6年度に認定された加算率を限度として任意の率（8%以上）で請求	賃金改善やキャリアアップの取組予定を踏まえた上で、 8% で請求
処遇改善等加算Ⅱ	令和6年度に認定された加算対象職員数（人数A・人数B）により暫定的に請求	川崎市が認定を行うまでの間は、 請求不可 川崎市による認定後、遡及して請求
市処遇改善等加算Ⅱ	令和6年度に認定された加算月額により暫定的に請求	〈認定時期〉 処遇Ⅰ：6月以降（予定） 処遇ⅡおよびⅢ：9月以降（予定）
処遇改善等加算Ⅲ	令和6年度に認定された加算対象職員数により、暫定的に請求	
市処遇改善等加算Ⅲ	令和6年度請求の算定に用いた「対象職員数」に基づき、暫定的に請求	

※ 令和7年度から本加算を申請する既存園を含む

令和7年度公定価格及び市加算運営費の各種加算等の暫定的取扱いについて

資料2-5

2. 貸借料加算について

加算名	既存園（変更無）	既存園（変更有）※1	令和6年度認可化園
賃借料加算 (国の公定価格分)	令和6年度までの認定内容に基づき請求	令和6年度までの認定内容に基づき暫定的に請求	暫定的に請求
市賃借料加算	令和6年度までの認定内容に基づき請求	令和6年度までの認定内容に基づき暫定的に請求	川崎市が認定をするまでの間は、 請求不可 川崎市による認定後、遡及して請求

※1 賃借料または定員数の変更等により、川崎市が定める加算上限額に変更が生じる施設

※2 川崎市による認定は6月以降（予定）、認定にあたり申請書類の提出期日は5月下旬を予定

令和7年度公定価格及び市加算運営費の各種加算等の暫定的取扱いについて

資料2-5

3. その他の加算について

(1) 川崎市による認定以前に暫定請求できる加算

加算名	認定時期（予定）	請求の条件等
3歳児配置改善加算	6月末	職員配置状況に応じて請求
4歳以上児配置改善加算	6月末	職員配置状況に応じて請求 チーム保育推進加算と重複して加算を取得できないが、市加算の取得のため、暫定的に請求し、チーム保育推進加算認定後に精算
休日保育加算	7月末	前年度に認定された区分に応じて請求
減価償却費加算	6月末	既に認定済の園または該当園の申出により請求
施設長未配置減算	隨時	施設長を配置していない場合に適用
土曜日閉所減算	随时	土曜日に施設を閉所する場合にその日数分に応じて適用
主任保育士専任加算	障害児保育認定後	障害児受入を除く、延長保育・一時保育・病児保育・乳児3人以上受入のうち複数事業を行う園のみ請求
事務職員雇上費加算	6月末	暫定的に全園加算有りとして請求
栄養管理加算	6月末	職員配置状況に応じて請求
市主任保育士専任加算	障害児保育認定後	加算要件に合致する園のみ請求

令和7年度公定価格及び市加算運営費の各種加算等の暫定的取扱いについて

資料2-5

(2) 川崎市による認定以前に暫定請求できない加算

加算名	認定時期（予定）	請求の条件等
チーム保育推進加算	8月末	
主任保育士専任加算	障害児保育認定後	加算要件の延長保育・一時保育・病児保育・乳児3人以上受入のうちいずれか一つの事業および障害児受入を行う場合
療育支援加算	障害児保育認定後	
3月加算 (高齢者等活躍促進・小学校接続・施設機能強化・第三者評価受審)	2月末	
障害児保育費	夏頃	
産休等代替臨時職員雇用費	隨時	
市第三者評価受審加算	2月末	
市休日保育加算 (障害児受入分)	7月末	

令和7年度公定価格及び市加算運営費の各種加算等の暫定的取扱いについて

資料2-5

(3) 書面による認定が不要な加算

加算名	請求の条件等
夜間保育加算	該当園であれば請求
副食費免除加算	該当児童の在籍をもって請求
分園減算	該当園（分園）の場合、特段の手続きなく適用
旧市加算 (市主任保育士専任加算及び 障害児保育費を除く)	全園加算有りで請求 特別扶助費は 6月と12月にのみ 請求 児童災害共済掛金は 通年で児童1人につき原則1回のみ 請求
補足給付費	生活保護世帯の子どもがあり、実費徴収額の減免を行っている場合に請求
衛生管理加算	該当園であれば請求
延長保育費	利用登録児数に応じて当初請求し、利用実績に基づき追加請求をして精算 ただし、保育料免除加算分については、実績取込み後の追加請求から請求 障害児加算分については、障害児保育費の認定をするまでは 請求不可

令和7年度公定価格及び市加算運営費の各種加算等の暫定的取扱いについて

資料2-5

加算名	請求の条件等
市職員雇用費等 (産休等代替臨時職員雇用費を除く)	職員配置状況に応じて請求
嘱託医手当	分園を除く全園加算有りで請求
入園前健康診断手当	分園を除く全園が 2月にのみ 請求
歯科検診事業費	分園を除く全園が 実施月 に請求
地域活動事業費	実施額が確定した月から請求（各年度1回のみ）

（4）令和7年度新設される加算

加算名	
1歳児配置改善加算（仮）	申請や認定の時期等については追ってお知らせ
定員恒常的超過減算	申請や認定の時期等については追ってお知らせ
物価高騰加算（給食費）	申請や認定の時期等については追ってお知らせ

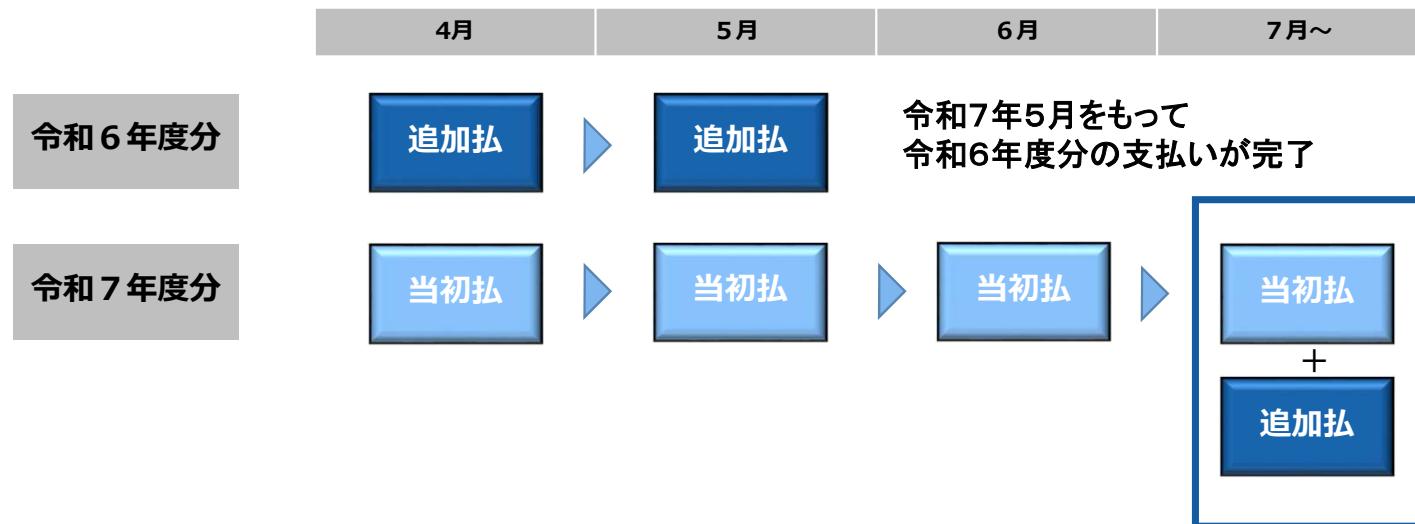
令和7年度公定価格及び市加算運営費の各種加算等の暫定的取扱いについて

資料2-5

4. 令和7年度の追加請求について

令和7年度の追加請求については、

令和7年度処遇改善等加算率の認定がされた後の**7月**から行えるものとします。



令和6年度子どものための教育・保育給付費等の実績報告について

下記の表に該当する加算の支給を受けている施設は、所定の報告様式を用いて実績報告を行う必要があります。報告はオンライン手続かわさきでご提出ください。URLは個別にご案内します。

公定価格上の加算

休日保育加算

賃借料加算

チーム保育推進加算

高齢者等活躍促進加算

施設機能強化推進費加算

第三者評価受審加算

提出期限

4月末日

市加算額上の加算

児童災害共済掛金

補足給付費

嘱託医手当

歯科検診事業費

入園前健康診断手当

地域活動事業費

提出期限

地域活動事業費：4月末日

その他

20日払いの施設：4月4日

25日払いの施設：4月11日

補足給付費の実績報告について

3月中に、市から各施設に、支給実績が記載された様式を配布予定。

→保護者の署名が必須。

※ただし、市からの**様式配布後**では

署名が難しい場合（卒園・退園・転園等）は、白紙の様式に、施設側で支給実績を記載し、保護者に署名していただいてください。

署名（自署）が必要です！

令和5年度補足給付費実績報告書

令和6年3月31日

(宛先) 川崎市長様

所在地 川崎市〇〇区〇〇〇〇一〇〇
氏名 社会福祉法人〇〇〇 理事長 〇〇〇

令和5年度子どものための教育・保育給付費等のうち、下記認定番号の児童への補足給付費の執行に係る実績について、次のとおり報告します。

保育所名	〇〇〇保育園		
認定番号	00000000000000		
支給月	支給額	減免額	差額
4月			0
5月			0
6月	2,000	2,000	0
7月			0
8月			0
9月			0
10月	2,000	2,000	0
11月			0
12月			0
1月			0
2月			0
3月			0

<保護者証明欄>

令和5年度子どものための教育・保育給付費等として、上記のとおり補足給付費の支給により教材費・行事費等の実費徴収額の減免を受けたことを証明します。

氏名 川崎 幸子

処遇改善等加算の概要について

資料2-7

令和7年度処遇改善等加算については、こども家庭庁においてその制度の内容の変更が検討されています。

本資料は、令和6年度通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」に基づいて作成するものです。

本資料の内容から変更が生じる可能性が大きいにあること、御承知おきいただきますようお願ひいたします。

国の令和7年度通知の内容により、市処遇Ⅱ・Ⅲの制度に変更が生じる場合には、別途通知いたします。

処遇改善等加算

・目的

教育・保育の提供に従事する人材の確保及び資質の向上のため、

公定価格において、処遇Ⅰ（基礎分+要件分）・処遇Ⅱ・処遇Ⅲを確保することにより、

賃金体系の改善を通じて「長く働くことができる」職場環境を構築し、もって質の高い教育・保育の安定的な供給に資すること。

・対象

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所
(私立認可保育所はすべて)

令和6年度の通知に基づき
現行の制度概要を説明する資料です。
令和7年度の取扱いは、本資料の内容から
変更になる場合があります。

・構成

処遇改善等加算Ⅰ……職員の平均経験年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費にかかる加算

処遇改善等加算Ⅱ……技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費にかかる加算

処遇改善等加算Ⅲ……収入を3%程度引き上げるための賃金の継続的な引上げ等に要する費用を確保するための加算

※処遇Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについて、川崎市で配置を求める市加配の職員について支払いを行うものや、国の加算を補完するために支払いを行う制度がある

処遇改善等加算 I

【概要】

当該加算率は、4月1日現在の常勤職員（就業規則における常勤職員の勤務時間数（月120時間以上のものに限る）に達している者または1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者で正職員・パート問わず）1人当たりの平均経験年数に応じた加算率の基礎分と賃金改善要件分（キャリアパス要件分を含む）の値を合計した値により認定する。

【支給対象】

当該施設に勤務する全職員を対象に、月例給・一時金により支払うものとする。

①基礎分

平均経験年数に応じて設定（2～12%）

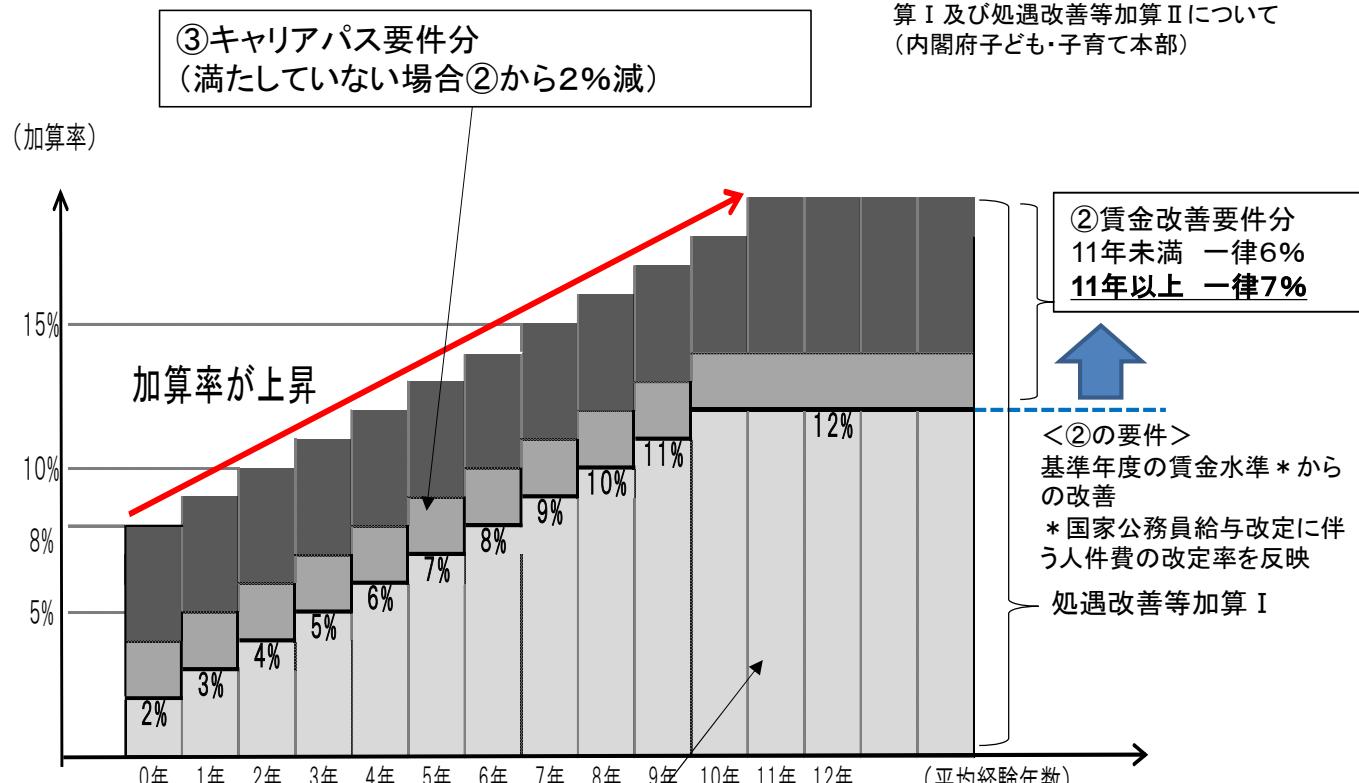
②賃金改善要件分

「基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額」及び「人件費の改定状況を踏まえた部分」に対し、賃金改善を行う（6%、平均勤続年数11年以上の施設は7%）。

③キャリアパス要件分（②の内数）

役職や職務内容等に応じた勤務条件・賃金体系の設定、資質向上の具体的な計画策定及び計画に沿った研修の実施又は研修機会の確保、職員への周知等が要件（満たさない場合、②から2%減）

引用：施設型給付費等に係る処遇改善等加算 I 及び処遇改善等加算 IIについて
(内閣府子ども・子育て本部)



*新規開設園の場合、当該加算率は暫定加算率8%を適用します。
夏の本認定に伴い、遡及して精算を行います。

①基礎分

※経験年数が上昇するとともに増加する加算額については、昇給等に充当することが必要

処遇改善等加算Ⅱ

【概要】

園長及び主任保育士未満の技能・経験を積んだ職員に対して、追加的に人件費を加算する。

【支給対象】

A 副主任保育士等（副主任保育士・専門リーダー）

概ね7年以上の経験を有する者。

B 職務分野別リーダー

概ね3年以上の経験を有する者。

※キャリアアップ研修の要件（令和5年度から段階的に適用）は次頁以降参照。

発令や職務命令等を行った上で毎月支払われる月例給・手当により支払うものとする。

※サテライト補助金に係るコーディネーター等、公定価格で措置している通常の保育とは異なる事業等に専従する職員については、処遇改善の対象外です。

【配分】

A 副主任保育士等

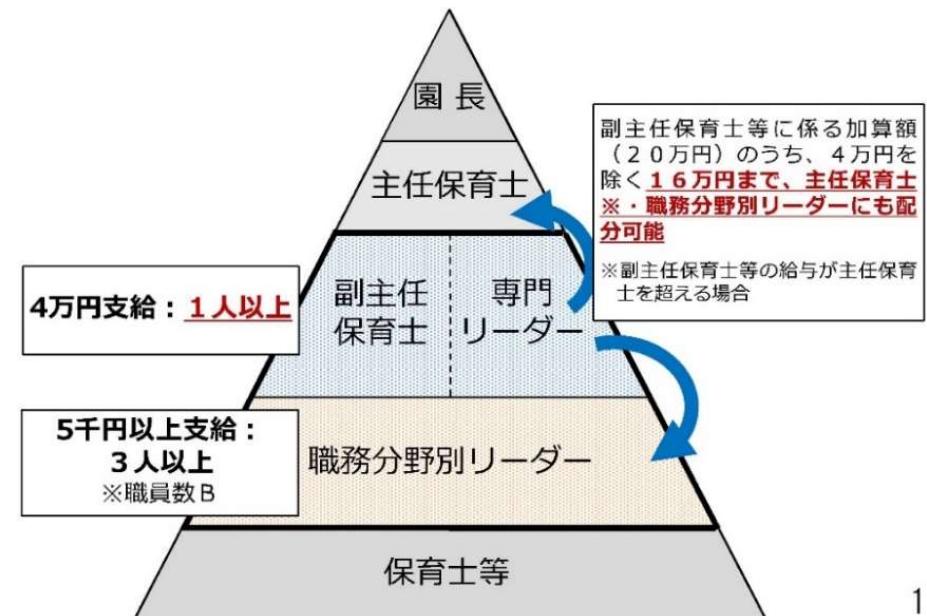
原則として月額4万円。ただし、月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した上で、それ以外の副主任保育士等について月額5千円以上4万円以下の改善額とすることができます。

B 職務分野別リーダー

原則として月額5千円。ただし、月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができます。

※職務分野別リーダーに配分する場合は、副主任保育士等に係る賃金改善額のうち、最も低い額を超えないこと。

〈人数A:5人、人数B:3人のイメージ図〉



引用：子ども・子育て支援新制度都道府県等
説明会資料（内閣府子ども・子育て本部）

処遇改善等加算Ⅱ概要図

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築



キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化
【専門分野別研修】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 (~R1)
- ⑧マネジメント (~R1)

【マネジメント研修】

・マネジメント研修

※ 研修の実施主体:都道府県等

※ 研修修了の効力:全国で有効

※ 研修修了者が離職後再就職する場合:以前の研修修了の効力は引き続き有効

※⑦⑧については令和元年度までに実施した研修に限る

<標準規模の保育園(定員90人)の職員数>

※公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人

園長

<平均勤続年数24年>

主任保育士

<平均勤続年数21年>

副主任保育士

専門リーダー

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で5人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の専門分野別研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の専門分野別研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

職務分野別リーダー

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で3人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①~⑦)の研修を修了
- ウ 修了した専門分野別研修に係る職務分野別リーダー※としての発令
※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー 等
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

保育士等 <平均勤続年数8年>

※各保育園、認定こども園等の状況を踏まえ、副主任保育士・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可

※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3及び1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について

資料2-7

概要

令和5年度から、処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件が、以下の表のとおり段階的に適用されています。
処遇改善等加算Ⅱによる改善を受ける前月までに必要となる研修を修了している必要がありますので、処遇改善等加算Ⅱによる改善を想定する職員には、計画的な研修受講を促してください。
なお、加算の認定に当たっては、要件を満たす修了証の写しを提出していただきます。
また、研修の修了日は修了証に記載の日付とします。

研修受講要件の適用時期

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
副主任保育士 (人数A)	令和8年度から適用される研修受講要件 <u>のうち1つ以上</u>	令和8年度から適用される研修受講要件 <u>のうち2つ以上</u>	令和8年度から適用される研修受講要件 <u>のうち3つ以上</u>	専門分野別研修のうちの <u>3以上</u> の研修分野 及びマネジメント研修
専門リーダー [※] (人数A)	令和8年度から適用される研修受講要件 <u>のうち1つ以上</u>	令和8年度から適用される研修受講要件 <u>のうち2つ以上</u>	令和8年度から適用される研修受講要件 <u>のうち3つ以上</u>	専門分野別研修のうちの <u>4以上</u> の研修分野
職務分野別リーダー (人数B)	研修受講要件を 適用しない	専門分野別研修のうち、職務 分野別リーダーとして担当する 職務分野に対応する分野を 含む <u>1以上</u>	専門分野別研修のうち、職務 分野別リーダーとして担当する 職務分野に対応する分野を 含む <u>1以上</u>	専門分野別研修のうち、職務 分野別リーダーとして担当する 職務分野に対応する分野を 含む <u>1以上</u>

市処遇改善等加算Ⅱ

【概要】

国の公定価格において、処遇改善等加算Ⅰの加算率算定の基礎となる常勤職員の経験年数が3～6年の者と7年以上の者が多くいる施設に対し、十分に賃金改善額の配分を行えない場合に、賃金改善額を補完する。

【加算額】

国処遇改善等加算Ⅱの配分可能額(副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対する配分可能額)に対し、経験年数が3～6年の者に5千円及び最低4万円の保障対象とならない7年以上の者(いずれも園長を除く)にも4万円を配分(加算保障)した場合に不足する額。

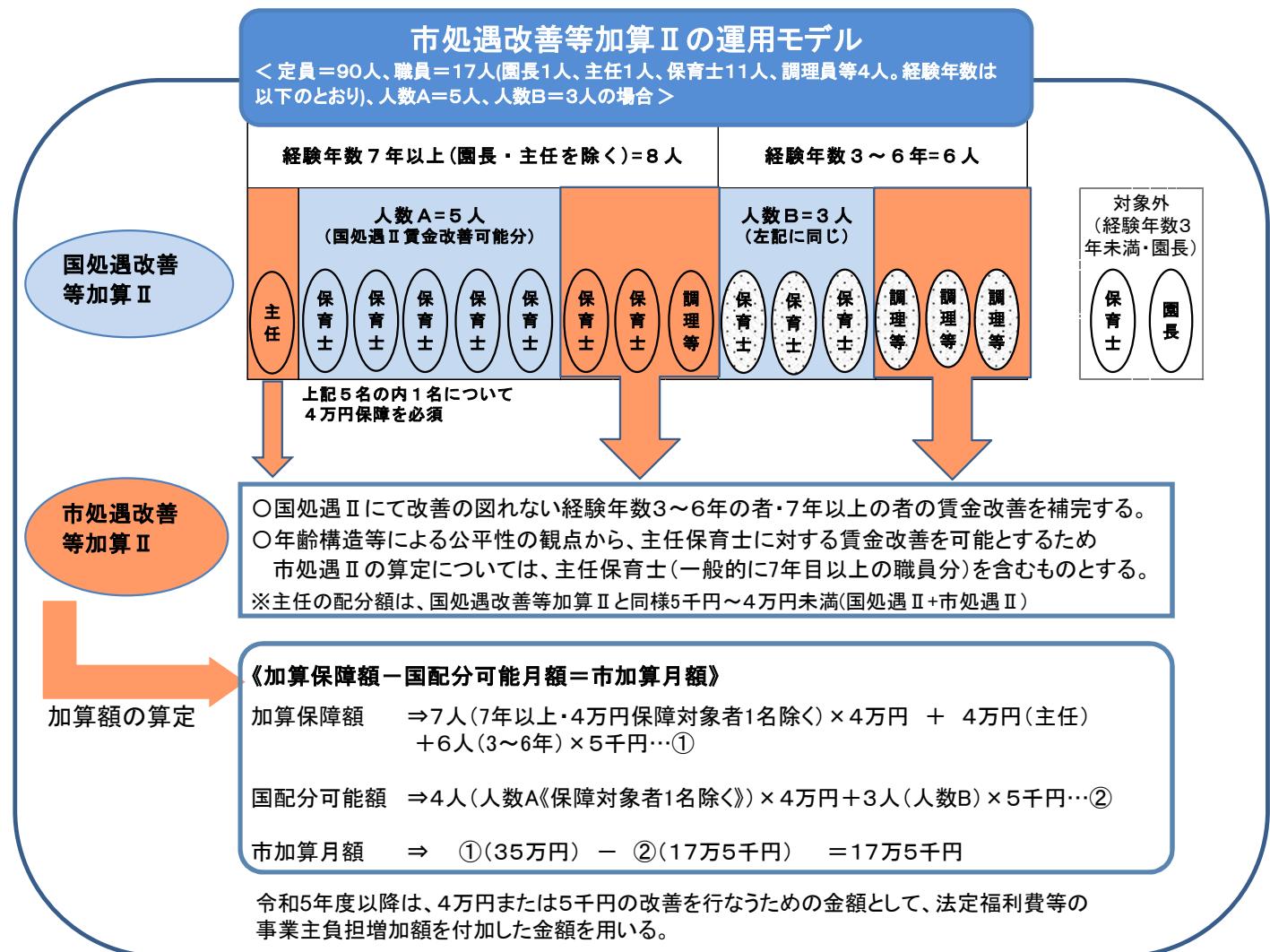
令和5年度以降、法定福利費等の事業主負担増加額を含む。

※国処遇Ⅱの算定基礎となる職員数に1を加えた人数を上限とする。

《加算保障額－配分可能額＝市加算月額》

【加算額の施設間配分に関する取扱い】

- ・市処遇Ⅱについては、施設間配分は行えない。
- ・国処遇Ⅱを他都市系列園に拠出した場合、拠出額と同額を市処遇Ⅱの加算額から減額する。



処遇改善等加算Ⅲ

1 概要

令和4年2月から実施された、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」から継続して、令和4年10月以降における賃金の継続的な引上げ（ベースアップ）等に要する費用を加算する。

2 主な要件

- ①加算Ⅲによる賃金改善見込額の総額の3分の2以上が、**基本給又は決まって毎月支払われる手当**の引上げによるものであること。
- ②賃金改善計画書（誓約書）及び賃金改善実績報告書を提出すること。
- ③**具体的な内容を職員に周知**していること

3 配分対象職員

保育所等に勤務する職員 **※役員を兼務する施設長を除く**

4 加算額

補助基準額 × **加算Ⅲ算定対象人数**※ × 実施月数

※算定対象人数は、施設の定員区分や加算当年度の年齢別児童数（見込平均利用子ども数）、各種加算の適用状況に応じて、国が定める算出方法に基づき算出される職員数

市処遇改善等加算Ⅲ

資料2-7

1 事業概要

当該施設等において、賃上げ効果が継続されることを前提に、追加的な賃金改善を行う場合に、「市が配置を求める市加配職員等」に対し、3%程度（月額9,000円）の賃金改善を行うために要する費用を加算する。

2 実施要件、対象施設・事業所

処遇改善等加算Ⅲに準じる。

3 算定対象職員

休憩休憩保育士・年休代替保育士・市調理員・一時保育事業に係る配置職員

4 補助基準額

算定対象職員一名につき、月額11,030円

5 加算見込額（月額）

補助基準額（月額） × 算定対象職員数※

※ 算定対象職員数は、加算當年度内の賃金改善実施期間における各月の休憩休憩保育士・年休代替保育士・市調理員別の平均配置人数（見込）の合計数に、一時保育を実施している施設については、2人を上限としてえた人数

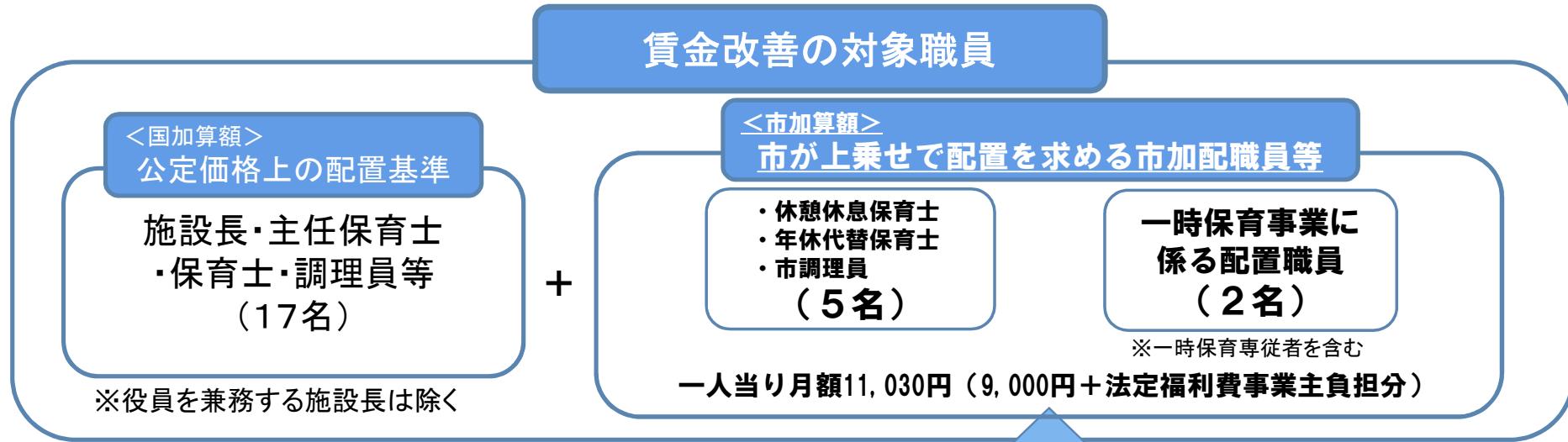
【国処遇改善等加算Ⅲの拠出に係る市処遇改善等加算Ⅲの取扱い】

- ・国の加算額と異なり、市の加算額については、施設間配分は行えない。
- ・国加算額を川崎市以外の他都市へ拠出する場合は、市加算額を拠出額と同額分減額とする。

市処遇改善等加算Ⅲイメージ図

資料2-7

＜定員＝90人、職員＝24人(施設長1人、主任1人、保育士19人、調理員3人。一時保育事業実施)
＜公定価格上の必要保育士数13名＋調理員2名＞＜市加配保育士数4名＋市加配調理員1名＋一時保育配置職員2名＞



＜留意事項＞
上記モデルは市の加算額の対象職員をイメージしたものであり、配分する際は、「国加算額」と「市加算額」を施設の裁量において賃金改善の対象職員に配分することが可能。
(ただし、一時保育に係る配置職員は原則賃金改善の対象職員とすること)

公定価格を超えて配置する加配職員等
に対する賃金改善部分を追加的に支給

＜加算見込額(月額)＞
11,030円(補助基準額) × 7名(算定対象職員数)

処遇改善等加算の事務手続きについて

資料2-8

令和7年度処遇改善等加算については、こども家庭庁においてその制度の内容の変更が検討されています。

本資料は、令和6年度通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」に基づいて作成するものです。

本資料の内容から**変更が生じる可能性が大きい**にあること、御承知おきいただきますようお願いいたします。

国の令和7年度通知の内容により、市処遇Ⅱ・Ⅲに係る事務手続きに変更が生じる場合には、別途通知いたします。

処遇改善等加算Ⅰの認定手続きについて

資料2-8

【概要】

処遇改善等加算Ⅰについては、以下①②の2段階に分けて認定

- ①加算率の認定(令和7年4月頃通知予定)
- ②賃金改善計画(誓約書)の確認(P9以降参照)

加算率の認定

資料2-8

【算定対象となる職員】

職員個々の経験年数に応じた加算率が認定されます。

令和7年4月1日時点で当該施設に在籍している常勤職員が算定対象となります。

○常勤職員とは…

「就業規則における常勤職員の勤務時間数(月120時間以上のものに限る)に達している者※1」または「1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者」

※1 請求ソフトに常勤職員の勤務時間数を登録しておく必要があります。

※2 勤務期間内に病休(無給)等がある場合は、対象期間から除きます

※3 必ずしも雇用形態が正職員である必要はありません

加算率の認定

資料2-8

【算定対象となる施設】

- 子ども・子育て支援法第7条第4項及び第5項で規定される施設・事業
→幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育・家庭的保育・事業所内保育
　　居宅訪問型保育の事業所
- 学校教育法第1条に定める学校及び第124条で定める専修学校
- 社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所
- 児童福祉法第12条の4に定める施設(児童相談所内の一時保護施設)
- 地方公共団体における単独保育施策による認可外保育施設(川崎認定保育園等)
- 認可外保育施設のうち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された
　　施設、幼稚園に併設された施設
- 『保健師、看護師、准看護師のみ』
　　医療法に定める施設(病院、診療所、介護老人保健施設、助産所)

加算率の認定申請について

資料2-8

【提出書類】

- ・令和7年度処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定申請書
- ・平均勤続年数計算書
- ・処遇改善等加算率算定職員台帳
- ・在職証明(願)書
- ・資格証等
- ・就業規則等

【提出期限】

令和7年5月上旬(予定)

在職証明(願)書

資料2-8

様式は任意ですが、下記要件を充足している必要があります。

- ①算定対象職員の雇用形態が**常勤職員**であることが分かること。
- ②算定対象施設での該当職種での経験であること。
- ③勤務期間の記載があること。
- ④法人代表者の記名押印があること。

※在職証明書取得が困難な場合は、本人からの在職申出書に加え、勤務歴が把握・推認できる資料(雇用保険の加入履歴等)の提出が必要です。
(詳細は4月通知参照)

在職証明（願）書【処遇改善等加算 加算率認定用】

氏名	生年月日	性別		
勤務期間	勤務施設名	施設種別	算定除外条件	職種
～				
～				
～				
～				

上記の内容に相違ないことを証明いたします。

令和 年 月 日

法人名
代表者職・氏名

印
84

処遇改善等加算に係る実績報告について

資料2-8

【概要】

前年度の賃金改善が適切に行われたこと及び計画時点からの変更があった場合に、適切に行われたことを確認するもの。

処遇Ⅰ、処遇Ⅱ及び処遇Ⅲについて、併せて報告するもの。

【令和7年度スケジュール】

- ・夏頃、通知を発出(国の通知の発出状況により前後する場合あり)
- ・順次報告内容を確認し、修正等がある場合には、担当から御連絡いたします。

処遇改善等加算に係る実績報告について

【提出資料について】

- ① 処遇改善等加算Ⅰ（令和7年度新規開設園等除く全園）
- ② 処遇改善等加算Ⅱ（該当園）
- ③ 処遇改善等加算Ⅲ（該当園）

- ・市が送付するエクセルデータに基づき作成いただき、データでの提出を予定しています。
- ・給与台帳や賃金規程等（必要な場合）

※令和7年度新規開設園等については、作業はありません。

処遇改善等加算に係る賃金改善計画(誓約書)について

【概要】

- ・賃金改善要件分の適切な支給計画の確認もしくは改善の誓約
- ・処遇改善等加算Ⅱ及び市処遇改善等加算Ⅱの認定
- ・処遇改善等加算Ⅲ及び市処遇改善等加算Ⅲの認定

【令和7年度スケジュール】

- ・秋頃、通知を発出(国通知の発出状況により前後する場合あり)
- ・9月以降、順次認定
修正等がある場合には、担当から御連絡いたします。

※処遇改善等加算Ⅱ・Ⅲの認定に係る各種加算等の認定状況により、上記認定スケジュールが大きく前後する場合がございます。

処遇改善等加算に係る賃金改善計画について

資料2-8

【提出資料について】

- ①処遇改善等加算Ⅰ(全園)
- ②処遇改善等加算Ⅱ(該当園)
- ③処遇改善等加算Ⅲ(該当園)

- ・市が送付するエクセルデータに基づき作成いただき、データでの提出を予定しています。
- ・給与規定等
- ・キャリアアップ研修修了証等

処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について

資料2-9

令和7年度処遇改善等加算については、子ども家庭庁においてその制度の内容の変更が検討されています。

本資料は、子ども家庭庁HPにおいて公表されている第8回子ども・子育て支援等分科会資料「処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について」(令和6年12月19日成育局保育政策課)に基づいて作成するものです。

本資料の内容は、検討中のものや「案」のものが多く、記載の内容から
変更が生じる可能性が大きいにあること、御承知おきいただきますようお願いいたします。

なお本資料内において市処遇Ⅱ・Ⅲに関する記載はありませんが、市処遇Ⅱ・Ⅲの制度に変更が生じる場合には、別途通知いたします。

国による賃金状況・費用の使途の見える化について

資料2-9

令和6年度人件費改定分や処遇改善等加算が現場の保育士等に確実に行き渡ることを確認するため、こども家庭庁から、都道府県を通じて、市町村(川崎市)に対し、各施設における人件費改定分及び処遇改善等加算の使途に係る資料提出の依頼があり、こども家庭庁においてその効果を検証することとなっています。

具体的には、処遇改善等加算Ⅰの実績報告書の様式を活用し、川崎市が各種資料を都道府県を通じてこども家庭庁宛て提出することとなる予定ですので、御承知おきください。

また、保育所等に対しても、収支計算書や職員給与の状況等について報告することを依頼される可能性がございます。

処遇改善等加算の一本化の体系

資料2-9

・処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを、「処遇改善等加算(仮称)」として一本化。

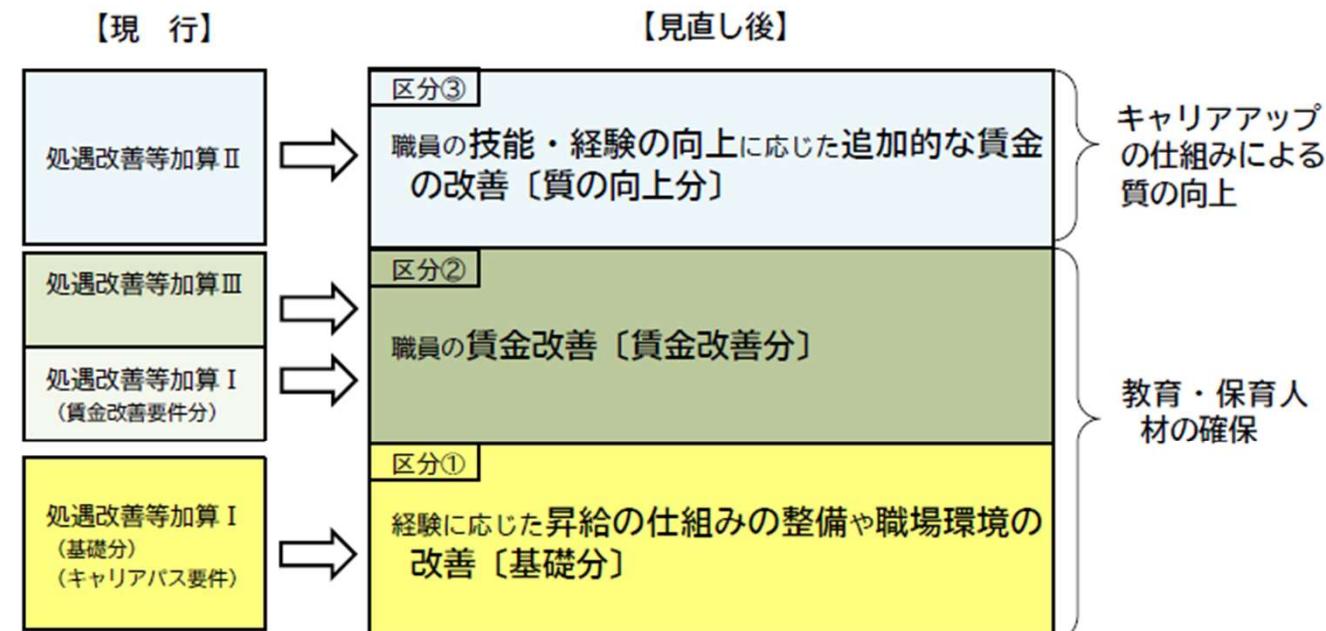
・加算内で、「区分1(基礎分)」、「区分2(賃金改善分)」、「区分3(質の向上分)」の各区分として整理。

・従来の処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)と処遇改善等加算Ⅲが統合され、「区分2(賃金改善分)」に区分。

・従来の処遇改善等加算Ⅱは、「区分3(質の向上分)」として区分される。

・「区分1(基礎分)」の要件として、1年間の経過措置を設けた上で、キャリアパス要件が設定される。

引用: 処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について
(こども家庭庁成育局保育政策課)



区分2・区分3の配分ルールについて

・【区分3(質の向上分)】=従来の処遇改善等加算Ⅱの配分ルールについて柔軟化

⇒○配分対象者について、年度内で研修修了を予定しており、副主任保育士等に準ずる職位や職務命令を受けている者を配分対象として認める。

※施設全体として、従来の副主任保育士等の発令等及び研修受講要件を満たす職員数が要件以上に実際にいることが必要。

※職員数A、Bについて人数が確保できない場合は、確保した人数分の加算額を給付

○月額4万円を支給する副主任保育士等が一人以上いることとしていた要件を撤廃。

・【区分2(賃金改善分)】=従来の処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)と処遇改善等加算Ⅲを統合したものについて、支給要件を整理。

⇒「区分2(賃金改善分)」と「区分3(質の向上分)」の合計額について、加算額の1/2以上が基本給・決まって毎月支払われる手当によるものとする。

	現行	見直し後
配分対象者・ 配分方法 (加算Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ①副主任保育士、職務分野別リーダー等の職位の発令等を受けていること②経験年数や研修の修了を要件 	<ul style="list-style-type: none"> 要件を満たす職員数が実際にいることを要件として、年度内に研修修了を予定している者であって、副主任保育士、専門リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けていることを要件に配分対象として認めるなどの柔軟化を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 4万円を支給する副主任保育士等が一人以上いることが要件 	<ul style="list-style-type: none"> 当該要件を撤廃し、一人4万円を超えない範囲で施設の判断により柔軟な配分を可能。
賃金改善 (加算Ⅰ～Ⅲ)	<ul style="list-style-type: none"> 加算Ⅰ(賃金改善分)→基本給、手当、賞与又は一時金等により改善 加算Ⅱ→基本給又は決まって毎月支払われる手当により改善 加算Ⅲ→2/3以上は基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 	<p>「賃金改善分」と「質の向上分」の合計額については、1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善する(賃金改善の方法を統一)。</p>

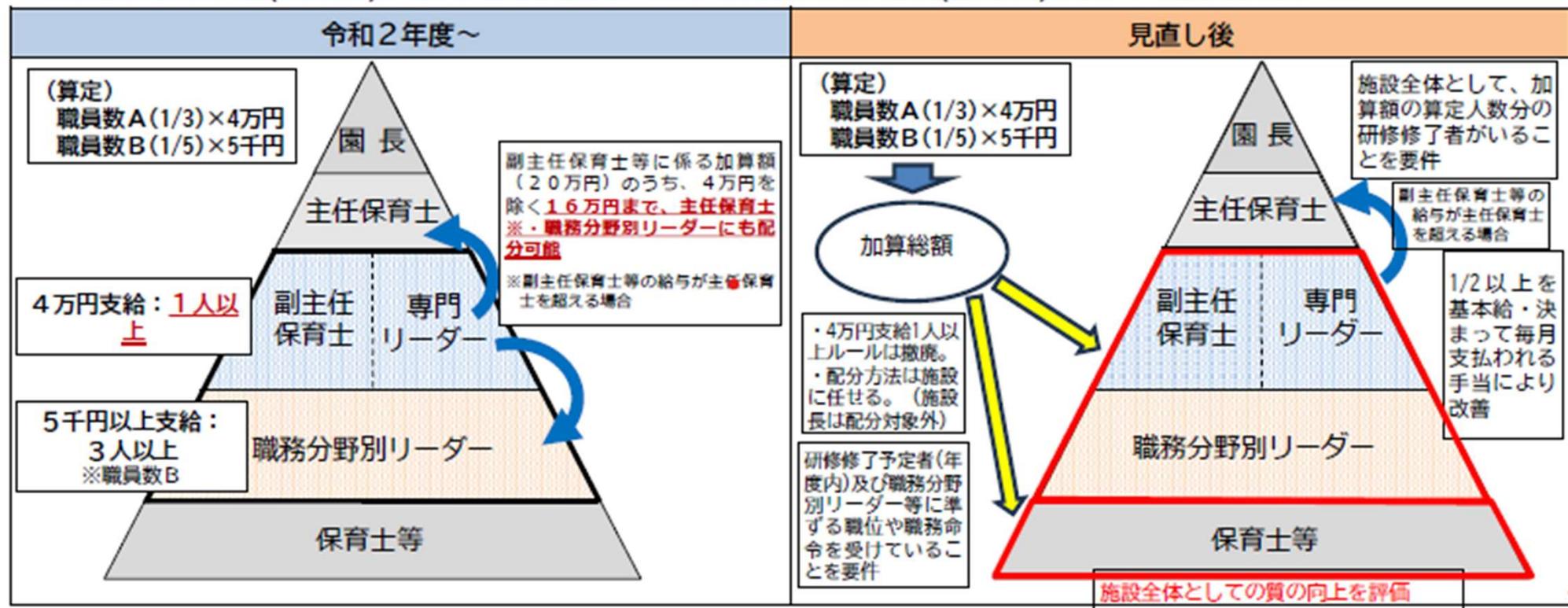
引用: 処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について
(こども家庭庁成育局保育政策課)

区分3の配分ルールについて

・加算額の算定方法及び全額賃金改善に充てる要件は従来と同様

※算定人数は加算額の上限とし、施設で確保したA・Bの人数分について加算額を給付

<定員90人（職員17人※）の保育所の場合のイメージ> ※園長1人、主任保育士1人、一般職員15人（保育士12人、調理員等3人）
4万円の算定対象人数（職員数A）：5人（一般職員数の1／3）、5千円の算定対象人数（職員数B）：3人（一般職員数の1／5）



引用：処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一一本化について
(こども家庭庁成育局保育政策課)

賃金改善の確認方法について

- ・加算をまとめて確認する介護分野の賃金改善の取扱いを踏まえた確認方法に見直し
⇒○「区分2」と「区分3」をまとめた加算総額で賃金改善額を確認する
 - 新規事由の有無による確認を見直し
 - 加算額等の影響を除いた賃金水準で比較し、児童数や加算額の減、施設独自の改善額の影響を比較から除く
 - 「特別事情届出書」を設け、労使の合意の下で起点となる賃金水準を「必要最小限な範囲」に引き下げる特例措置を認める

	保育分野（現行）	介護分野	対応方針
①賃金改善の確認方法	支払賃金が起点賃金水準を下回っていないこと、新たに加算を取得した場合は加算額が賃金改善に充てられていることを確認	①加算額以上の賃金改善となっていること、 ②加算以外の部分で賃金水準を下げていないことの確認を行う	介護分野と同様に見直し
②基準年度の賃金水準（総額）の考え方	加算当年度の職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が同等の条件の下で、基準年度に適用されていた算定方法に基づく賃金水準	加算当年度の全ての職員の前年度の賃金の総額（実績）	介護分野と同様に見直し
③定期昇給額の特定	加算Ⅰの基礎分（定期昇給分）で対応し賃金改善額に含めていないため、特定していない。	賃金改善額に含めているため、特定していない。	賃金改善額に含めず、金額の特定を行う。
④施設独自の改善額	-	初めて処遇改善加算を取得した年度以降で、加算等の加算額を超えて実施した賃金改善額を前年度の賃金水準から除く。	介護と同様に見直し

※加算当年度の人件費改定相当分（主に人勘）や前年度の加算残額の支出は従前どおり確認を行う。

引用：処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について
(こども家庭庁成育局保育政策課)

賃金改善の確認方法のイメージ

	見直し前（処遇Ⅰ～Ⅲそれぞれ）	見直し後（処遇Ⅰ～Ⅲ共通）
イメージ図	新規事由無しの場合	新規事由の有無に関わらない
<p>（処遇Ⅰ）</p> <p>※1. 加算当年度の職員の支払い賃金（実績）。加算Ⅰによる改善額を含んでいる。加算Ⅱ・Ⅲが新規事由無しの場合は加算Ⅱ・Ⅲによる改善額を含む。 ※2. 基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額※2</p> <p>起点賃金水準</p>		
<p>（処遇Ⅱ）</p> <p>※1. 現年度の賃金総額（全職員）※1 ≤</p> <p>加算Ⅱによる改善額（基本給・手当）</p> <p>現年度の賃金総額（基本給・手当）</p> <p>起点賃金水準</p>		
<p>（処遇Ⅲ）</p> <p>※1. 現年度の賃金総額※3（全職員） ≤</p> <p>加算Ⅲによる改善額</p> <p>現年度の賃金総額※3（全職員）</p> <p>起点賃金水準</p>		
<p>※3. 加算Ⅰや加算Ⅱによる改善額を含んでいる。</p>		
事務ポイント	<p>加算Ⅰ～Ⅲそれぞれで賃金改善の確認を行う。</p> <p>①加算Ⅰは起点賃金水準と比較し、下回った場合は加算残額として支払う。</p> <p>②加算Ⅱ・Ⅲの加算額分を賃金改善額として、対象者と額、賃金改善方法を決定し、配分する。</p> <p>③加算Ⅰ～Ⅲのそれぞれで現年度の賃金総額と起点賃金水準との比較を行う。加算Ⅱは加算Ⅱの対象者で比較を行う。</p>	
	<p>加算Ⅰ～Ⅲまとめて賃金改善の確認を行う。</p> <p>①加算Ⅰ（賃金改善要件分）・加算Ⅱ・Ⅲの加算額分を加算による改善額として、対象者と額、賃金改善方法を決定し、配分する。</p> <p>②加算による改善額や定期昇給相当額、人件費改定相当分を除いた現年度の賃金総額と基準年度の加算額や施設独自の改善額を除いた基準年度の賃金総額との比較を行う。</p>	

引用：処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について
(こども家庭庁成育局保育政策課)